



令和3年 第2回
本別町議会定例会会議録

自 令和3年 6月 8日
至 令和3年 6月17日

本別町議会

令和3年本別町議会第2回定例会会議録（第1号）

令和3年6月8日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 1号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第23回）〕
日程第 7	議案第34号	財産の取得について
日程第 8	議案第35号	町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）請負契約について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 1号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第23回）〕
日程第 7	議案第34号	財産の取得について
日程第 8	議案第35号	町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）請負契約について

○出席議員（11名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	4番	石山憲司		5番	篠原義彦
	6番	大住啓一		7番	山西二三夫
	8番	黒山久男		9番	方川一郎
	10番	阿保静夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	藤野和幸		総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦		保健福祉課長	中川雅之
住民課長	長屋和幸		子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪忠男		企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治		国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司		企画振興課主幹	小川芳幸
建設水道課長補佐	小出勝栄		総務課主査	石川雅康
教育長	佐々木基裕		教育次長	阿部秀幸
社会教育課長	高橋優		農委事務局長	倉崎景一
代表監査委員	畑山一洋		選管事務局長	村本信幸

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和3年第2回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、石山憲司議員及び水谷令子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 令和3年3月22日第1回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は本日6月8日から6月18日までの11日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から6月10日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。本日までに1件の提出がありました。西仙美里自治会内13号線道路の道路側溝付随工事の陳情。これについては、議会運営基準138運用例2によることとし、後刻その写しを議員に配布することといたします。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月8日から6月18日までの11日間とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月8日から6月18日までの11日間とすることに決定

いたしました。

お諮りします。

議事の都合により、6月9日から15日までの7日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から15日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長(高橋利勝) 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第5号令和2年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 報告第5号令和2年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

令和2年度本別町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開き下さい。

令和2年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、本別コミュニティセンター自動ドア設置事業については、国の令和2年度補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるもので、令和3年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は1,320万円。翌年度繰越額も1,320万円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金1,230万円、一般財源90万円であります。

下段の2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業については、令和2年6月の定例会で補正したものでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により翌年度へ繰り越すものであります。

合計金額は149万6,000円。翌年度繰越額も149万6,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金149万6,000円、地方債、一般財源はありません。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修事業につきましては、令和2年6月の定例会で補正したものでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により翌年度へ繰り越すものであります。

合計金額は488万4,000円。翌年度繰越額も488万4,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金488万4,000円、地方債、一般財源はありません。

下段の3款民生費、2項老人福祉費、老人福祉センター浴場移転事業については、国の令和2年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和3年3月の定例会

で補正したものであります。

合計金額は2,574万円。翌年度繰越額も2,574万円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金2,340万円、一般財源234万円であります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費によるもので、令和3年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は3,203万1,000円。翌年度繰越額も3,203万1,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金2,838万6,000円、一般財源364万5,000円であります。

4款衛生費、2項清掃費、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分については、十勝圏複合事務組合議会において、汚泥処理設備更新に係る予算の一部繰越しが議決されたことによるもので、令和3年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は1万2,000円。翌年度繰越額も1万2,000円で、財源内訳は一般財源1万2,000円であります。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、産地生産基盤パワーアップ事業については、国の補正予算による総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施によるもので、令和3年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は1億4,607万9,000円。翌年度繰越額も1億4,607万9,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、道支出金1億4,607万9,000円、地方債、一般財源はございません。

次のページをお開きください。

8款土木費、4項都市計画費、公共下水道特別会計繰出金、下水道管理センター空調設備設置事業については、国の令和2年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和3年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は201万3,000円。翌年度繰越額も201万3,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金188万1,000円、一般財源13万2,000円であります。

下段の9款消防費、1項消防費、加湿空気清浄機購入事業については、国の令和2年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和3年1月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は78万7,000円。翌年度繰越額も78万7,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金78万7,000円、地方債、一般財源はありません。

下段の10款教育費、2項小学校費、保健室エアコン設置事業、本別中央、勇足、仙美里については、国の令和2年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和3年1月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は353万2,000円。翌年度繰越額も353万2,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金353万2,000円、地方債、一般財源はありま

せん。

10 款教育費、2 項小学校費、トイレ洋式化改修事業、仙美里については、国の令和 2 年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和 3 年 3 月の定例会で補正したものであります。

合計金額は 3 4 9 万 7,0 0 0 円。翌年度繰越額も 3 4 9 万 7,0 0 0 円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金 3 4 0 万円、一般財源 9 万 7,0 0 0 円であります。

10 款教育費、2 項小学校費、加湿空気清浄機購入事業、本別中央、勇足、仙美里については、国の令和 2 年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和 3 年 1 月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は 2 7 1 万 8,0 0 0 円。翌年度繰越額も 2 7 1 万 8,0 0 0 円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金 2 7 1 万 8,0 0 0 円、地方債、一般財源はありません。

下段の 10 款教育費、3 項中学校費、保健室エアコン設置事業、本別、勇足については、国の令和 2 年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和 3 年 1 月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は 2 1 8 万 9,0 0 0 円。翌年度繰越額も 2 1 8 万 9,0 0 0 円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金 2 1 8 万 9,0 0 0 円、地方債、一般財源はありません。

10 款教育費、3 項中学校費、トイレ洋式化改修事業、本別、勇足については、国の令和 2 年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和 3 年 3 月の定例会で補正したものであります。

合計金額は 1,6 2 4 万 9,0 0 0 円。翌年度繰越額も 1,6 2 4 万 9,0 0 0 円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金 1,4 9 0 万円、一般財源 1 3 4 万 9,0 0 0 円であります。

10 款教育費、3 項中学校費、加湿空気清浄機購入事業、本別、勇足については、国の令和 2 年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和 3 年 1 月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は 1 6 1 万 1,0 0 0 円。翌年度繰越額も 1 6 1 万 1,0 0 0 円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金 1 6 1 万 1,0 0 0 円、地方債、一般財源はありません。

次のページになりますが、10 款教育費、4 項社会教育費、公民館トイレ手洗い自動水栓化改修事業については、国の令和 2 年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和 3 年 1 月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は 5 7 万 2,0 0 0 円。翌年度繰越額も 5 7 万 2,0 0 0 円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金 5 7 万 2,0 0 0 円、地方債、一般財源はありません。

10 款教育費、5 項保健体育費、屋内体育施設トイレ等手洗い自動水栓化改修事業については、国の令和 2 年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和 3 年 1 月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は94万6,000円。翌年度繰越額も94万6,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金94万6,000円、地方債、一般財源はありません。

10款教育費、5項保健体育費、屋内体育施設加湿空気清浄機購入事業については、国の令和2年度補正予算による地方創生臨時交付金によるもので、令和3年1月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は62万3,000円。翌年度繰越額も62万3,000円で、財源内訳のうち未収入特定財源は、国庫支出金62万3,000円、地方債、一般財源はありません。

以上、令和2年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第6号令和2年度本別町水道事業会計予算繰越計算書報告について報告を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 報告第6号令和2年度本別町水道事業会計予算繰越計算書報告。

令和2年度本別町水道事業会計予算について、繰越計算書のとおり繰越をいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお開き下さい。

令和2年度本別町水道事業会計予算繰越計算書。

1款資本的支出、1項建設改良費、浄水場管理棟空調設備設置工事については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定が令和3年3月29日と年度末であったことから、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものであります。

合計金額は77万円。翌年度繰越額も77万円で、財源内訳としましては、77万円全額を令和3年度分損益勘定留保資金で賄います。

以上、令和2年度本別町水道事業会計予算繰越計算書報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、報告第7号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書報告について報告を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 報告第7号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書報告。

令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計の建設改良費につきまして、繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお開き下さい。

令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書。

1款資本的支出、1項建設改良費、オンライン資格確認システム一式につきましては、システムを構成する機器が年度内に納入される見込みがないため、翌年度に繰越するものであります。

合計金額は199万9,000円、翌年度繰越額も199万9,000円で、財源のうち未収入財源は国庫補助金が199万8,000円で、不足する額1,000円は当年度分損益勘定留保資金にて補てんするものであります。

以上、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、報告第8号専決処分報告、令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第8号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億7,376万7,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段の歳入であります、3款1項1目寄付金、1節指定寄付金5万円の増額補正は、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様から5万円の寄付をいただいております。

下段の歳出であります、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、10節需用費消耗品費、介護材料といたしまして、丸椅子3脚の購入5万円にあてております。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、報告第9号専決処分報告、令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 報告第9号専決処分報告、令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では第1款資本的収入、第7項寄付金を8万円増額補正し、資本的収入の総額を5,594万5,000円とするものであります。

内容は本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様から5万円、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様から3万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では第1款資本的支出、第3項投資を8万円増額補正し、資本的支出の総額は8,

778万2,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては、説明の省略をさせていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、報告第10号専決処分報告、令和3年度本別町一般会計補正予算（第2回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第10号専決処分報告、令和3年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,144万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、3節農業費寄付金3万9,000円の増額補正は、町有林振興基金として、本別町林業グループ会長〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金3万9,000円の増額補正は、寄付者の意向により町有林振興基金へ積み立てるものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第11号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 報告第11号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、除雪作業中における除雪車の事故であります。

令和3年1月8日午前6時頃、公用車両タイヤショベル帯広〇〇〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町柏木町の町道柏木町4号通り道路上において除雪作業中、隆起したマンホールにプラウの刃が干渉し、その弾みで道路沿いの物置に接触し、破損させたものであります。

事故後直ちに、物置所有者への謝罪と破損状況の確認、修理依頼を行ない、この度補修が完了したことなどから、5月24日に示談が成立し、民法第695条の規定に基づき和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみとさせていただきます。

1、和解の相手方につきましては、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件事故にかかる損害賠償額を一金7万400円と定め、本別町が当該物置の修理事業者に対し、支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後はこのような事故を起こさないよう、一層交通安全への意識を高め、安全運行に努めてまいります。

以上、報告第11号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第12号専決処分報告、令和3年度本別町一般会計補正予算（第3回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第12号専決処分報告、令和3年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,151万9,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

下段の2、歳出であります、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金7万1,000円の補正は、相手方物置の修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入の20款諸収入、4項1目7節雑入7万1,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第13号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之）

報告第13号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、令和3年4月14日午前9時50分頃、公用車両トヨタカムリ帯広〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町北2丁目4番地1本別町役場南東側消防署前駐車場内を東

進中、左側に駐車していた相手方車両が発進したことにより、避けきれずに当方車両左後部に相手方車両前面が接触し、相手方車両が損傷したものでございます。

事故後直ちに、相手方への謝罪と怪我の有無、車両の損傷状況の確認、修理依頼を行ない、この度、車両修理が完了したことなどから、5月24日に示談が成立し、民法第695条の規定に基づき和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみとさせていただきます。

和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金30,868円と定め、本別町が相手方車両修理事業者に対し、支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後はこのような事故を起こさないよう、より一層交通安全への意識を高め、安全運行に努めてまいります。

以上、報告第13号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第14号専決処分報告、令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之）

報告第14号専決処分報告、令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告致します。

今回の補正は、ただ今報告しました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,325万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

下段の2、歳出であります。3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、21節補償補填及び賠償金3万1,000円の補正は、相手方車両修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段1、歳入の9款諸収入、2項2目1節雑入3万1,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和3年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、令和2年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

これで報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和3年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の令和3年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、令和3年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 令和2年度の各会計の決算見込みについて報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額79億5,603万5,000円に対し、歳出の総額は78億2,852万2,000円で、歳入歳出の差引額は1億2,751万3,000円となる見込みであります。歳入歳出の差引額から、翌年度への繰り越すべき繰越明許費一般財源分847万5,000円を差し引きました実質の収支は1億1,903万8,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額10億2,190万8,000円に対し、歳出の総額は9億9,514万7,000円で、歳入歳出差引額は2,676万1,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額1億4,364万6,000円に対し、歳出の総額は1億4,353万4,000円で、歳入歳出の差引額は11万2,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額10億8,515万1,000円に対し、歳出の総額は10億6,240万5,000円で、歳入歳出の差引額は、2,27

4万6,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入の総額が3億9,561万2,000円に対し、歳出の総額は3億9,278万4,000円で、歳入歳出の差引額は、282万8,000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億412万4,000円に対し、歳出の総額は1億71万7,000円で、歳入歳出の差引額は、340万7,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額4億5,389万6,000円に対し、歳出総額は4億5,001万2,000円で、歳入歳出差引額は、388万4,000円となる見込みであります。

次に、令和2年度の水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億5,180万8,000円、支出は1億4,993万8,000円で、当年度の純利益は187万円となる見込みで、前年度の繰越の利益の剰余金7,540万5,000円を加えました令和2年度末の未処分利益の剰余金は、7,727万5,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が1,050万6,000円、支出は7,226万円となり、不足額の6,175万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、令和2年度の病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、令和2年度の患者数の状況であります。入院患者数は、1万6,313人で、前年度比693人の減、外来患者数が3万4,652人で、前年度比4,978人の減、年間の延患者数は、5万965人で、前年度比5,671人の減となったところであります。

次に、病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は11億6,631万4,000円、支出は12億3,681万4,000円で、当年度の純損失は7,050万円となる見込みで、前年度の繰越欠損金19億2,473万2,000円を加えました令和2年度末の未処理欠損金は、19億9,523万2,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が1億1,947万3,000円、支出は1億5,901万8,000円となり、不足額3,954万5,000円は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、令和2年度の各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、町税等の収納関係について報告いたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が9億6,786万7,000円に対しまして、収納済額は9億6,221万5,000円で、99.4%の収納率となり、前年度比0.1ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,909万4,000円に対し、収納済額は571万6,000円で、19.6%の収納率となり、前年度比0.6ポイントの減となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が2億7,640万2,000円に対し、収納済額は2億7,028万7,000円で、97.8%の収納率となり、前年度と同率となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,883万円に対し、収納済額は713万円で、24.7%の収納率となり、前年度比で5.3ポイントの増となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合せました収納率は97.1%となり、前年度比0.1ポイントの増となりました。また、国民健康保険税は0.8ポイントの増となったところであります。

以上、令和2年度の町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種事業について報告いたします。

本町におきましては、安全かつ円滑なワクチン接種に向け、国保病院はもとより、全庁的な連携協力体制を組み、総合ケアセンター2階に接種会場を設け、国の優先順位に従い65歳以上の高齢者、あわせて施設内のクラスター対策として高齢者施設等に従事する方へのワクチン接種を5月10日から開始をし、7月中には接種を希望される高齢者の方々に対する2回目の接種を終える見込みとなっており、順調にワクチン接種が進んでおります。

6月4日現在の予約受付、ワクチン接種状況についてであります。対象となります接種券を発行いたしました高齢者2,864人に対し、2,426人、率にいたしまして84.7%の方の予約を受け付けております。1回目の接種を終えた高齢者は1,748人となり、61.0%の接種率となっております。また、施設従事者につきましても254人の方が1回目の接種を終了したところであります。

今後のワクチン接種につきましましては、6月中旬を目途に広く一般の方への接種券送付を求める国の通知を踏まえ、高齢者へのワクチン優先接種期間と並行して、総合ケアセンター2階接種会場において、7月5日より64歳以下の方の接種を開始出来るよう取り組んでまいります。ワクチンの種類は、高齢者の優先接種同様、ファイザー社製を予定しており、2回目の接種完了を9月中旬と見込んでいるところであります。現在、対象となる方に対し、6月11日に接種券、予診票、各種お知らせなどを発送する準備を進めておりまして、6月14日以降順次お手元に届く予定となっております。ワクチン接種の予約にあたりましては、6月14日から6月22日までの優先予約期間として、国の示します基礎疾患を有する方に加え、本町独自の18歳以下の方と、接種時に付き添いされる保護者を対象として接種予約コールセンターでのみ優先予約の受付を行なうこととし、通常予約につきましましては、6月23日以降、接種予約コールセンターに加え、接種予約サイトにおいても受け付けを行なう予定としております。

町民の皆さまへの周知につきましましては、6月1日号広報本紙への掲載、また、詳細につきましましては6月15日号の広報折込により、情報提供を行なってまいります。

今後も、安全かつ円滑なワクチン接種に向け、引き続き、全力を傾注する所存でありますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、関係予算につきましましては本定例会に提案をさせていただいておりますので、よ

ろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上、新型コロナワクチン接種事業につきましての行政報告といたします。

次に、本町の出資しております第3セクターの企業の経営状況について報告をいたします。

昨年の前期第4四半期の新型コロナウイルス感染症の拡大が直撃をし、業種によっては緊急事態宣言発令による営業活動の制限によって経営が行き詰まるなど、国内外の経済に大きな打撃を与えております。

株式会社本別システム総合研究所の令和2年度の経営状況であります。前期からの累積欠損金を背負ったの厳しい状況でのスタートとなりましたが、新型コロナウイルスの影響で社会のデジタル化が進み、学校での校内無線LAN機器の整備、電子カルテシステムの追加、庁内LANパソコン整備などの受注が相次ぎ、ウイルス感染対策ではテレワーク機器、オンライン会議機器、避難所用のパーティションなどが特需として計上されました。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴って接種会場用の備品、健康管理システムの機能追加業務を受注し、今期の売上高は前年度比28.5%増の5,792万円、経営利益では前年度比82.4%減の19万円となり、増収減益ながら2期連続の黒字決算で完了することができました。

経済状況は、終息が見えない新型コロナウイルス感染症の影響もあり厳しい状況が予想されますが、競合に負けることなく、引き続き職員、協力会社一丸となり努力することの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（高橋利勝） 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第23回）〕についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第1号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和2年度本別町一般会計補正予算（第23回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、令和2年度歳入の地方譲与税及び各交付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金、ふるさと納税の確定並びに特別交付税の確定によるものであります。議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億972万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

7ページ、8ページをお開き下さい。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、25節積立金60万6,000円の減額補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定により、財政調整基金を859万6,000円の増額、減債基金を100万円の増額、個性あるふるさとづくり基金は決算見込みにより1,020万2,000円を減額調整するものであります。

なお、財政調整基金は、これまで1億9,879万1,000円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせ1億965万4,000円を積み戻すこととなります。

これにより、令和2年度末現在高は7億1,367万5,000円、標準財政規模の17.5%となる見込みであり、目安としております15%から20%を確保できる見込みとなっております。

なお、土地開発基金を除く、全基金の2年度末残高は、前年度より1億3,649万9,000円減の26億34万6,000円となる見込みであります。

次に、3ページ、4ページにお戻り下さい。

1、歳入でございますが2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金については、関係機関からの実績額の通知により調整を行なうものであります。

5ページ、6ページをお開きください。

2段目の10款1項1目地方交付税1,766万2,000円の増額補正は、特別交付税の確定によるものであります。なお、普通交付税総額は26億4,366万5,000円で、前年度比3.2%の増、特別交付税総額は2億8,368万1,000円で、前年度比1.1%の減となっております。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は30億4,750万6,000円で、前年度比2.5%の増となりました。

下段の17款1項1目寄付金、1節総務費、寄付金、個性あるふるさとづくり指定寄付金、ふるさと納税1,020万2,000円の減額補正は、決算見込みにより調整するもので、令和2年度決算見込み額は8,979万8,000円となる見込みであります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第23回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 個性あるふるさとづくり基金の関係なんですけども、予算よりも約1,000万円の減ということで、これは相手のあることだということで理解してい

ますが、取り扱い件数というのは昨年比でこの時点でどういうふうになっているか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 取り扱い件数の関係でございますが、大変申し訳ありません、昨年度の件数、今手元にないのですが、令和2年度の件数といたしましては、総体で5,418件となっております。寄付金額そのものが1,000万円程度、昨年が1億円を超えていましたから件数自体も減少してるとは思います。詳細についてはまた別途報告させていただきます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第23回）〕について採決します。

お諮りします。

本件は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第23回）〕については報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第34号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第34号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第34号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的は、安全かつ快適に児童、生徒に通学してもらうことを目的に、老朽化平成7年度取得したスクールバス中型、47人乗りを更新するもので、財産の内容はスクールバス中型、41人乗りとなっております。

財産の取得は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、見積り合わせ参加事業者は、東北海道いすゞ自動車株式会社本別営業所、東北海道日野自動車株式会社帯広支店の2者を選定いたしました。

令和3年5月11日に見積り合わせ執行通知を行ない、令和3年5月28日に見積り合わせを執行しております。

契約金額は、2,203万7,959円で、見積り回数は1回で決定をしております。

契約の相手方は、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社帯広支店常務取締役支店長〇〇〇〇でございます。

仮契約は、令和3年5月28日に行なっております。

納入期限は、令和4年1月31日まででございます。

以上、議案第34号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号の財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第35号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第35号 町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第35号町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）請負契約締結にあたりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化計画に基づく水道橋橋梁架換工事（上部工）で、工事の内容は、橋の桁、高欄等の上部工の架設をするものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和3年4月23日に開催し、指名業者は株式会社野田組、中前建設株式会社、鎌田建設工業株式会社、株式会社岡崎組、株式会社山中、株式会社本別建設工業、株式会社井上産業の7者を選定いたしました。

令和3年5月7日に指名通知を行ない、令和3年5月28日に入札を執行しております。

契約金額は、8,778万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は中川郡本別町北3丁目5番地9、株式会社野田組。代表取締役〇〇〇でございます。

仮契約は、令和3年5月28日に行なっております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和4年2月10日でございます。

以上、議案第35号町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号町道モップ沢道路水道橋橋梁架換工事（上部工）の請負契約については原案のとおり可決されました。

ここで、村本総務課長より先ほどの阿保議員の質問に対する答弁の追加を求められていますので、許可いたします。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 先ほどの阿保議員の御質問です。ふるさと納税の取り扱い件数でございます。

令和元年度でございますが、取り扱い件数が7,056件で、令和2年度が5,418

件でしたので、比較をいたしますと1,638件の減となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日6月9日から15日までの7日間は休会であり、6月16日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から6月10日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時10分）

令和3年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

令和3年6月16日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 ※ | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 6番 | 大住啓一 |
| | 7番 | 山西二三夫 | | 8番 | 黒山久男 |
| | 9番 | 方川一郎 | | 10番 | 阿保静夫 |

※ 令和3年6月11日 除名処分の執行停止通知

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 町長 | 高橋正夫 | 副町長 | 大和田 収 |
| 会計管理者 | 藤野和幸 | 総務課長 | 村本信幸 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 中川雅之 |
| 住民課長 | 長屋和幸 | 子ども未来課長 | 大橋堅次 |
| 建設水道課長 | 坪 忠男 | 企画振興課長 | 高橋哲也 |
| 老人ホーム所長 | 前佛清治 | 国保病院事務長 | 松本秀規 |
| 総務課主幹 | 上原章司 | 企画振興課主幹 | 小川芳幸 |
| 建設水道課長補佐 | 小出勝栄 | 総務課主査 | 石川雅康 |
| 教育長 | 佐々木基裕 | 教育次長 | 阿部秀幸 |
| 社会教育課長 | 高橋 優 | 農委事務局長 | 倉崎景一 |
| 選管事務局長 | 村本信幸 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 三 品 正 哉

総務担当主査 越 後 忠

総務担当主事 今 井 綾 香

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

発議の取扱いについて申し上げます。

本日までに2件の提出がありました。

発議第1号本別町議会会議規則の一部改正について。発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について。以上2件の発議については、最終日の本会議で審議する運びを予定いたしました。

次に、意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに3件の提出がありました。

地方財政の充実・強化に関する意見書。義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。以上3件の意見書については、最終日の本会議で審議する運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

6番大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問いたします。

冒頭に、昨年、令和2年1月頃より続いている新型コロナウイルスによる感染症に対し、日夜御尽力をいただいている医療関係者の皆様へ敬意と感謝の意を表します。

また、不幸にも感染症により亡くなられた方々、現在も治療されている方々に御冥福をお祈りし、お見舞い申し上げます。

それでは、1問目、コロナ禍のもと、町長の道外出張とワクチン対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス発生から約1年半になり、この間、緊急事態宣言が繰り返し発出されていますが、この状況下、町長が徳島県に出張に至った経緯と考え方はどのようになっているか、お伺いいたします。

また、コロナ禍のもと、町民の方々の生活を守るため、最大の効果が期待できるワクチン接種対策についてお伺いいたします。

1点目の町長の出張に関しては、過去、昨年12月、今年の3月、2回の定例会においても質問をいたしておりますが、なぜコロナ禍のもと、緊急事態宣言が発出されているさなか、本州都県に出張するのか、考え方を伺いをいたします。

2点目のワクチンの接種は、町民の方々にとっても最大の関心事であると認識しております。今定例会初日に行政報告がありましたが、接種会場となっている総合ケアセンターの使い方として、土足禁止の解除や今後における接種方法として、若い人たちの接種、また、土曜日、日曜日、祝日、夜間の接種を行なうべきと思いますが、現状と考え方を伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目についてであります。6月1日に挙行されました、友好都市であります小松島市の市制施行70周年記念式典に出張した部分についての御質問だと思いますが、本町と小松島市は、平成13年に本別町が開町100年、小松島市が市制50周年という、お互いに大きな節目の年に友好都市の提携を結び、以来20年が経過いたしました。これまで小松島市とは官民間わず活発な交流が図られ、教育、文化、経済など、各分野において深いつながりを築いてきたところであります。

市制施行70周年記念式典への出席につきましては、昨年中から小松島市と連携を密に取りながら出席者の範囲など検討を進めてきておりまして、このほど公式な出張依頼を受け、応じたものであります。当初は、随行職員を含め5名の訪問とする予定でしたが、5月19日からの北海道に対して緊急事態宣言が発令されたことを受け、また、訪問者は最小限の人数にとどめた経緯があります。

小松島市の中山市長は、昨年6月に就任し、以来いずれかの機会でお会いすべくタイピングをうかがっておりましたが、今回の訪問により、それが実現に至りました。

式典は、感染症対策を講じた上の開催となりまして、式典会場は、来賓も徳島県知事、徳島県議会議長、そして地元選出の県議会議員が2人、そして私という中での、まさに厳粛な空気の中で挙行され、その後の懇談会におきましても、市議会の議員と懇談をさせていただきながら、これからの友好都市のあり方等々含めて、議会側と、また執行者側との間で、それぞれ貴重な意見交換をさせていただいたというそういう経緯であります。

本町と小松島市が築いてきた友好の歴史を振り返るとともに、本町のまちづくりにも多大な御貢献をいただいていることに対し、改めて感謝と敬意を表する機会をいた

だき、そのような意味においても、今回の表敬訪問は大きな意義があったと認識しております。

また、本町におきましては、今年の夏以降のイベント開催について模索されているところでありますが、中山市長、また、廣田議長からは、状況が許せば本町のイベントにも参加し、さらに交流を深めたいとの御意向も伺っております。その際には、感染症対策を講じながら、礼を失することのないよう、万全の受け入れ態勢を整えたいと考えております。

繰り返しとなりますけれども、式典の出席につきましては、昨年中から小松島市と協議を重ね、その上で改めて公式の出席要請があり、応じたものであり、たとえ緊急事態宣言発令中であっても、これまでの交流の歴史や、そこから得られた強いつながりなどを尊重した上で判断すると、出席を見送るという判断には至らなかったものであり、その点につきましては御理解をいただければと思います。

次に、2点目のコロナワクチン接種についてですが、現在、65歳以上の高齢者と高齢者施設などにおいて従事する方への接種を優先的に行なっているところでありますが、これらの接種のめどが立ちましたことから、7月からは高齢者と並行して64歳以下の方への接種も進めることとし、6月11日に、19歳から64歳の方に対し接種券を発送したところであります。

優先順位の考え方ですが、これまで、国の示す優先順位において、65歳以上の高齢者の次に基礎疾患を有する方と同じ順位に60歳から64歳の方が位置づけられていたところですが、ワクチンの供給が順調に進んでいることや、また、職域接種の開始なども踏まえて、固定的な年齢要件を外し、柔軟な対応を取るとされましたことから、本町におきましても、基礎疾患を有する方のみを次の優先順位とし、6月14日から22日までの間、コールセンターで電話による優先予約を受け付けております。その後、6月23日からは、まだ接種予約を終えていない高齢者を含む、接種券を有する全ての方の予約をコールセンター及び接種予約サイトで受け付けることとしております。

なお、現在、接種しているファイザー社製のワクチンは、国の厚生科学審議会において、6月1日から対象年齢が16歳から12歳以上に改正され、小学6年生及び中学生も接種することができるようになりましたことから、本町も児童・生徒を含む12歳以上の対象者への接種券の発送を検討してきたところでありますが、現在、厚生労働省と文部科学省において、児童・生徒に対するワクチン接種の統一した見解がまだ示されない状況にありますことから、本町といたしましても、国の動向を見据えながら、12歳から18歳の方への接種券の発送日程を再度検討してまいりたいと考えております。

次に、休日・夜間の接種の実施についての御質問ですが、コロナワクチンは、接種部位の痛み、また、発熱といった副反応が見られることがありまして、また、まれにアナフィラキシー反応と呼ばれる急性アレルギー反応を起こすこともあり、速やかに適切な対処を行わなければ命に関わることもあります。このようなことから、ワクチン接

種の体制につきましては、接種を担う町国保病院と協議を重ねてきておりますが、住民の生命の安全を守ることを第一に考え、アナフィラキシー反応などで救急搬送が必要となった場合において、万全な医療体制が取れる平日の昼間の時間で接種を行なうこととしておりますので、これは御理解を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、就労している方々への対応といたしましては、町内の54の事業所に事前協議を行ないまして、救急医療体制が整っている平日で受け入れやすい時間、また、時間帯などの希望の聴取をするとともに、本町に居住しているかのいかににかかわらず、接種希望者を事業所単位で取りまとめて、事業所として予約を行なうことで、業務への支障の軽減を図り、また、接種を受けやすい体制づくりに努めているところであります。

なお、接種会場となっております総合ケアセンターの土足の利用につきましては、現在、足が不自由な方や靴の履き替えが困難な方、また、歩行の安全性を確保するために靴が必要な方、また、車椅子の方などにつきましては、靴底やタイヤの汚れを落としてそのまま会場へ案内をしているところであります。

いずれにいたしましても、コロナワクチン接種に来ていただける方につきましては、入り口玄関の一番近いところに靴箱を用意しながら、そしてスリッパにすぐ履き替えられるという、手軽に安心して履き替えができるという体制を取っておりますので、健康上、また安全上、このような体制で接種している会場をつくったわけであります。このことにつきましても、十分に利用者の安心・安全のために必要な体制を取っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 改めて何点か再質問させていただきますが、まず、一番最初にお伺いしなければならないのは、町長御自身がワクチンを打っているか打っていないか。これは、高橋町長個人にお伺いしているのではございません。公人たる町長として、接種しているか、していないかということでお答えいただきたいということでございます。

それから、何点かございますけれども、昨年から小松島市、友好都市ですが、準備をしていたので、緊急事態の不要不急の出張に当たらないという趣旨の御答弁だったと思いますが、町長は、緊急事態宣言というか、町民の人たちの考えていることが全然理解なされていないのではないですか。北海道知事においても、道外から来てくれるな。徳島県小松島市に行くということは、どのルートで行っても、基本的には東京で乗り換えていくと、空路で行けば。そんなさなかになぜ、あえてそうやって行かなければならないのか。それは、町民の人たちとの考え方に相当の乖離があると私は思います。

これは、友好都市で、先ほども答弁ありました。県知事にお会いしました、県議会議長にお会いしました。それは、本別町の人にとって何も利益になることではございません。それは、町長が自己満足されているだけなのです。

私は、友好都市以外のそういうお付き合いをしれという意味ではございません。百何十年前に本別に入植していただいたことも踏まえてです。それは、私も遠縁が小松島におりますから、深く聞いております。それと今回の行動については相当違うのではないかということです。町長が出向いた頃は、北海道においては、全国で一番感染者が多かったときです。その頃、徳島県は誰1人として感染者がいないところです。向こうの市民の方々は、なぜ感染者が一番多いところからの町長が来るのだと。それは町長に直接言った人はいないと思いますが、そういうことだと思います、世の中は。その辺の考え方をどういうふうに考えているかということでございます。もう考え方がずれて、全く町民の人たちのほうを向けていないということになるのではないかと思うのですが、その辺をどう考えているのか、まずお聞きしたいということでございます。

それと、中止の判断もできないということでございますけれども、それは幹部職員の方々と定例の課長会議等々もやっておりますから、昨年来から感染者が少なくなった頃、蔓延防止になったとき、緊急事態宣言が出たとき、それは幹部職員の方々と打ち合わせして、友好都市の式典に出るか出ないかというのは、それは英断を下さなければならぬのではないかと私は思いますよ。

ちなみに、本別町議会としては、議長の英断でそれを中止しております。町長においてもそれぐらいの英断があつてよかったのではないかと私はと思いますが、その辺の考え方を再度お聞きしたいということでございます。

この件については、どうこうということでもございませぬし、ちなみに、私の私見で申しますと、初めてお会いしたということも答弁でおっしゃっていましたが、今はオンラインで、全国知事会であろうが、町村会の会議であろうが、全部オンラインでできるのです。小松島市と本別町と、町長と市長がオンラインでお話しすることぐらいは簡単にできるはずなのです。そういうこともしないで、1日かけて行って、町民の方々に、また、向こうの市民の方々に不快な思いをさせるということが首長のやることなのかということだと思います。

それと、ワクチンの関係でございますが、土足云々については、無理な方についてはそのまま入っていただくということでございますけれども、福祉で町をとということで、それを標榜しているのであれば、足の悪い人とかと言う前にですね、今、我々の年代になって、それに近いのですが、5ミリ、3ミリで転ぶ状況もございます。自分の履き慣れた介護専用の靴を脱いで、スリッパだとか、そういうことに履き替えていただくこと自体がおかしいのではないかと私は思うのです。その辺、町長でもどなたでもいいですけども、このまま行くのであれば行く。ただ、明日あさつてに終わる話ではございませんから、その辺もどのようにお考えか、お聞きしたいということと、先ほどの答弁の中で、児童・生徒にもということございました。これはまだ決まっていないうございませぬけれども、それを決めるということになれば、当然保護者の方でも心配されている方が多々いると思います。それは、教育委員会を通じるなり、町から直接でもいい

のですが、やはり保護者の方々に、未成年者の方々ですから、きちっとした説明をし、副反応についても、それなりのお話をした中で、本別町のワクチン行政の進め方ということになるのではないかと思います、その辺の見解についてお伺いしたいのと、漏れ聞こえてきた話では、65歳以上の年代の接種率が80数パーセントということで本別町聞いておりますけれども、今日現在といたしますか、昨日現在でどのぐらいになっているのか、これは町民の人たちも相当気にしているところがございますから、余り細かい数字は一般質問で聞いたことはございませんけれども、この部分について再度お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁させていただきますけれども、いろいろ御指摘をいただきましたけれども、そういう状況も含めて、この70周年施行の記念式典の要請には応えなければならないというのは、町を代表しての私の立場の考えであります。それは、緊急事態宣言だから云々ということでありましたけれども、緊急事態宣言、不要不急というのは、不要なこと、また、急ぐことのないことについてはということでありませぬけれども、そういう言葉は別にしてもですね、この70周年式典の重み、そして、本町と小松島市の友好都市の歴史、そしてこれからの継続・持続を含めて、そういう節目の中での大きな式典に本町として御招待をいただいた部分、招待する側もそれなり大きな、コロナ禍の中での感染症対策、いろいろ含めて熟慮されての私どもに対する公式な要請でありますから、これにつきましても、もちろん幹部職員含めていろいろ協議をさせていただいた中で、どういう体制でこれを受け入れるかを含めて協議をさせていただきました。

この歴史の中では、責任ある立場としては、今、御質問いただいたことを含めて十分に検討させていただきながら、その上で、これはしっかりと出席をさせていただきながら、要請に応じて、友好の絆をさらに深めるための大事な訪問ということにさせていただいた経過でありますので、町民の意向を無視したとか、いろいろなことを言われたけれども、そのようなことは全く考えておりません。逆に、それを越えてしっかりと未来のために、小松島市と絆を深めるための私どもの訪問であったということで、御理解いただきたいと思っております。

コロナワクチン接種については、私に接種したかしないかということですが、これは別に答える必要はないと思うのですが、ちなみに、せっかくの御質問ですから、経過を少し言わせていただきますけれども、一番先にワクチン接種が始まったとき、いろいろな職場も含めてですが、町民皆さんがかなり不安視されるものがあるから一番先に接種をして、町民の皆さんにもアピールできるようなことであればということもいろいろ検討ありましたけれども、先に接種した、しない含めて、いろいろな報道もあった中でありますけれども、あくまでも町民の皆さんを優先に接種を受けていただいて、私は、最終場面で自分の接種の順番をしっかりと今待っているところであります。

すから、それについても、それぞれの身体的な症状もありますから、これはドクターとも相談の上で接種する日にちを決めて接種するということでもありますので、この辺については、この程度にさせていただきたいと思います。

あと、土足の部分、また、子どもたちの接種の部分については、それぞれ担当のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは、私のほうからまず1点目、土足の解除の関係を答弁させていただきます。

まず、土足にすることによるメリットとデメリットがあるというふうに私どもとしては考えさせていただいております。土足を解禁することによって、確かに靴を履き替える手間ですとか、そういう方に対する負担軽減、また、玄関の混雑を避けるというメリットがある反面、接種会場内にほこりないし泥が入るといようなこと。また、雨の日ですとかは汚れがひどくなり、濡れた床面により転倒しやすくなる危険性が増すというふうなデメリットもあるというふうに判断をしているところであります。

私どもとしましては、そういったものを総合的に勘案した上で、安全な環境をつくり、安心した気持ちで接種会場に来ていただけるように、まず、安全という面を含めまして、濡れた床面による転倒の危険性をまず排除したいというところと、衛生面ですね、汚れ等の部分も総合的に勘案いたしまして、今までどおり一般の来客と同様に、スリッパの履き替えをお願いをした上で接種会場に来ていただきたいと。それに関しましては、今後もそのような形で進めようというふうに考えさせていただいております。

先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、靴の履き替えが困難な方、歩行の安定性を確保するために靴がやはり必要な方ですとか、車椅子の方に関しましては、当然玄関に常にスタッフを配置しておりますので、そういった方に関しましては、個別に柔軟かつ適切に対応させていただいている状況でありますし、今後もそういった対応を取りながら取り進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、高校生以下の関係、保護者への御案内というところでございますけれども、こちらに関しましては、今後、国からの指示に基づき、ワクチン接種に関しましては、12歳以上を対象として進めていくこととなります。その際に、保護者に対しましては、保護者の方への御案内というのを別途、高校生以下の方に対しましては同封させていただきまして、その中には、ワクチンの副反応、それと合併症、こちら国で公表しているものを一緒に同封させていただいて、そちらをもとに判断していただき、接種を希望する方には、そういった副反応、合併症のリスクとワクチンを接種することの有益性ですね、そちらを総合的に判断していただいた上で接種に臨んでいただきたいと。高校生以下の方につきましては、本別町としましては、保護者に付き添いをいただいた上で会場に来ていただき、いわゆる子どもたちのアレルギーですとか、小さいときからの

既往歴、こういう病気にかかっていたとか、親子さんに確認を取りながら、また、親がいることによって、接種を受ける子どもたちの安心感をもって副反応を抑えたいというふうに考えておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと最後に、接種率でございます。先ほど大住議員、80%というふうなお話を受けたのは、恐らく予約率かと思えます。現状、65歳以上の高齢者の方の予約率にしましては、およそ85%の方からの予約を受け付けさせていただいております。

実際、接種を終えている方の率ですけれども、このワクチンは2回接種する形になりますけれども、1回目の接種、これは行政報告以降の数字も加えた数字になりますので、行政報告の数字とはちょっと変わりますけれども、1回目の完了者が1,755人、対象者に対しまして61.3%の方が1回目の接種を終えております。2回目までの接種を終えている方に関しましては752人、26.3%の接種率というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 質問で違った数字の中で、きちっとしたフォローいただきまして、その点については感謝申し上げたいと思います。接種率が1回目で61%ということでございますから、皆さんの努力に敬意を表したいと思います。

町長に再々質問させていただきますが、町長は公の立場であって、自分の接種をしたかしないかを聞くのは不謹慎なような言い方をされましたけれども、マスクをかけてしゃべっているものですから全然聞き取れないのです。それで、接種はしていないということですね。先ほど言ったのは、まだ。聞き取れなかったものですから、まだしていないということですね。していないのですね。接種をしていない中で徳島県に行くこと自体がおかしいのではないですか。1年も前から決まっているのであれば、接種をして、きちっとした安全対策を取って友好都市に出かけるというのが基本的な考え方だと思うのです。

それで、マスコミ的には、全国の首長が余ったものを接種したとか、いろいろなマスコミ報道がされました。ただ、町長は行政の最高、トップでございますから、自分がその判断をしなければならぬときには、町長が一番先に打ってもそれは構わないと思えますよ。接種をして友好都市に出かけていくというのは、これは当たり前の話です。それを、私は打っていないのだというような話をして、それで2泊3日で行ったと思うのですが、そんな内容の出張をしていること自体がいかげなものかと思うのですが、その点についてだけ答弁を求めます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 予防接種を受けているから、受けていないからということの判断は、それは、議員のおっしゃることについては、一般的にはそういう判断というのは非

常にあるのでしょうけれども、ただ、接種を受ける受けないのは、個人個人の環境だとか身体的な状況いろいろ含めてあるわけですから、そこは、接種を受けたほうがいいのか、接種を受けていないのはどうこうというような判断をするような発言というのはなるべく私は控えていただきたいというふうに思います。

ただ、私の場合は公人ということでもありますから、公人であっても、それはそれぞれ個人的ないろいろな理由があるわけですから、受けたからいい、受けないからだめだということでは決してありません。

ただ、私の状況からいうと、せっかくの御質問ですから、お答えしたのは、町民の皆さんが優先的に受けていただいて、受けていただいたときに、最終的に私も接種を受けるというドクターとの協議もさせていただいていますから、そのように実施するということでもありますから、接種をしなくて行ったかどうかということについては、私自身も同行した職員も常に感染症予防対策を十分に取りながら、それは言われるまでもなく、受入れ側の小松島市のほうもそのことを十分に考えながら呼びいただいたことでもありますから、その辺は、間違っても迷惑をかけないようにということも含めて、私どもも自己責任の中できちっと対応しながら行ってきたということでもありますので、接種したから、していないから、そのことが判断基準になるということではありませんので、そのことについては、私は万全な体制を取りながら行くというのが、私ども同行した2人の任務だということ、常にそのことを意識しながら、常に携帯用の消毒液を持ちながら、もちろんマスクも、手指消毒もそうですけれども、それは、行くところ行くところ、しっかりと対策を取りながら訪問をしてきたという経過であります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 1問目終わります。

次に、2問目の税の不適切処理、横領事件のてんまつについてお伺いいたします。

事件の発端は平成28年6月定例会で明らかになり、翌年5月には、本別町役場に対し家宅捜索が行なわれ、刑事事件による被害額約230万円、その後の調査で約270万円、合計500万円のうち、未回収はどのようになっているのか、また、今後の対応についてお伺いいたします。

1点目の納税は国民の3義務のうちの一つであり、国税、町税を問わず、町民の皆さんの努力により、行政の礎となる制度であり、長い年月をかけ培ってきた信頼関係により成り立っています。

今回の事件は、町民の皆さんとの信頼関係を著しく損なうものでございます。被害額が約500万円のうち、返済されていない約270万円と、大きな額の税金が回収されないなどということにはなりません。現在までの状況はどのようになっているのか、また、過去の議員協議会で報告があった民事裁判に委ねられた件はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目の被害額が約500万円のうち、いまだ返済されていない約270万円でございますが、元職員の方との話し合い、さらには、民事裁判の成り行きにより、回収不能となった場合、その責任は行政トップの町長にあると思っておりますが、考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕大住議員の2問目の質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の御質問でありますけれども、元職員を相手方とした損害賠償請求訴訟につきましては、納税者の問い合わせによって発覚した、被害額56万1,000円に関しましては、令和2年2月19日に、本別簡易裁判所において第1回の口頭弁論が行われ、被告の出廷はありませんでしたが、請求原因について全て認めた答弁書の提出がありましたことから、即日終結され、判決の言い渡しはなされました。

判決の内容は、損害賠償額の56万1,000円及びこれに関わる遅延損害金の支払い並びに訴訟費用は被告の負担とするものです。

また、町税の収納調査による被害額21万7,949.3円に関しましては、令和2年12月15日に、釧路地方裁判所帯広支局において第1回の口頭弁論が行われ、被告の出廷がなかったため、原告である本別町の主張にて終結しました。同月の22日に判決が言い渡され、その後、控訴期限までに控訴がなかったことから、令和3年1月9日に判決が確定したところであります。

判決の内容は、損害賠償額21万7,949.3円及びこれに関わる遅延損害金の支払い並びに訴訟費用は被告の負担とするものです。

これにより、質問にありました損害額の27万4,930円につきましては、元職員に対して損害賠償額の請求を行なっていくものであります。

これまでの経過についてでありますけれども、今年4月から元職員本人と話し合いを行なっております。本人から弁済の意思が示されておりますが、町といたしましては、あくまでも一括の弁済を求めていくことを基本に弁護士と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

2点目の御質問でありますけれども、今後、弁護士と協議をしながら、損害賠償額の請求を行なってまいりますが、被害額の回収が不能となるような事態を起こさないように努めてまいります。

これまでも述べてまいりましたとおり、今後とも再発防止に取り組み、日々の業務を通じて、役場に対する信頼回復に努めますとともに、その職責を果たすために、職員とともにまちづくりに全力で取り組んでいく所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 本件についてはですね、刑も確定し、3年の服役も終わっているようでございますし、刑事事件については解決ということでございます。

ただ、今、町長の御答弁にもありましたように、270万円プラス費用といいますかね、その分を入れてどうのこうのということでございますし、議員協議会で私も質問させていただいていますが、なぜ刑事事件にしなかったのか、これは、いろいろなルールがあるとか、法律があるというような御答弁だったと思いますが、何でもかんでも刑事事件にすればいいというものでもございませんが、私がそこまで言うのは、税金です。税金がなくなって、細かいことは、今、資料を持っていないと思いますが、不納欠損処理を、大局的には、全部それで処理したということになれば、270万円全額とは言いませんよ。これは組織的なことになるのです。それを民事で確定はしたけれども、本人がなかなか払っていただけないと。町長、今、御答弁で、一括で求めるということでございますけれども、その辺は柔軟に、当然議会とか町民の方々と相談しながら、分割なら分割でも、砕けた言い方をしますと町の金庫に入れなければ、これは納税した人たちに対して失礼というものなのです。

先ほど来、私も枕言葉で、国民の皆さんの3義務なんていうことを申しましたけれども、これは、教育を受けることと、勤労すること、納税をしていただくというのは義務なのです。それを皆さん汗をかきながら払っていただいたものが、事件だとか不適切な処理があったということで処理しては困るのです。ですからここは、刑が確定したといながら、残りは民事で裁判を起こしたと、その部分についてはこうなったということ、やはり町広報なりで皆さんに周知をして、そういうことで御理解をいただかないと、このコロナ禍のもと、経済が回っていない中で、なかなか納税をしていくだけの意欲が出てこないということは、これはもう町民の皆さんにとっては大変なことなのです。その辺を理解していただいた中で、今どうせいこうせいと言ってもなかなかできることではございませんけれども、現状の報告はきちっとできるはずなのです。その辺、町民の皆さんに対して、税金は町民の方々の原資ですから、その部分についてどのようにお考えになっているか、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

ただいま御質問にあった件でございます。当然、議員のおっしゃる部分については理解をしておりますし、今後その回収に当たっては、先ほどは一括弁済を求めていくということでございましたけれども、当然今後、本人との話し合いを進めながら、あるいは本人の支払い能力、そういったものをしっかり判断をしながら、回収に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

民事の判決の関係でございます。町民の方への周知という部分でございますけれども、最初の56万1,000円の関係につきましては、昨年4月、広報のほうで判決の内容を周知させていただいております。その後、昨年8月の中では、収納調査の終了について広報の本紙のほうで報告をさせていただきました。この関係についての民事の関係ですとか、今後の方針については、また改めてその辺は検討させていただきたい

と考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、町長の答弁と課長の答弁で十二分に理解はできます。皆さんが気にしている部分で、1点だけ御答弁を求めるものでございますが、今、役場の組織の中では、皆さん本当に大変な思いをして、コロナの対応だとか、いろいろな新しい案件が出てきている中で、職員の方々も大変かと思えます。この件について、専門的なチームといいますか、担当者をつくるのか、つくらないのか、今どのように動かしているのか、例えば住民課の税金担当で、これ専属というわけにはいかないですけども、例えば町民の皆さんから照会があったときに対応するだとか、今までいろいろ司法の関係で携わっていた総務のほうである程度担当するとか、その部分だけ、最後にお知らせをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから答弁をさせていただきます。

現在、この件に関しましては、私、総務課長、それと総務課の庶務担当主査、そして税の関係もでございますので、住民課の税務を担当しております主事1名の3名で今対応しているところでございます。

以上です。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問を質問させていただきます。

通告書の朗読により、質問内容とさせていただきます。

質問事項、コロナウイルス感染拡大による町内の経済的影響と今後の対策について。

新型コロナウイルスの感染拡大は1年を過ぎ、なお、収束のめどが立っておりません。本町でも昨年より早急な対応をしてきたと実感するところです。ワクチンの接種も進み、一日でも早く通常の生活に戻れることを願うばかりですが、現在、緊急事態宣言の真ただ中でもあり、国や道から営業の制限がかかり、売上の減少が深刻な問題となっております。

今後の本町の支援について伺います。

①1カ月以上にも及ぶ緊急事態宣言で、営業が自粛、休業が要請された飲食店はもちろんですが、それに付随する業種や大きな影響を受ける企業にも早急な支援が必要だ

と考えます。支援については、国の地方創生臨時交付金の活用はもちろんのこと、町独自の支援も視野に入れた考えがあるのか見解を伺います。

②ワクチンの接種が進み、緊急事態宣言が解除され、経済の回復、町の活性化につながる取り組みや事業が必要と考えますが、町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の1問目の飲食店に付随する業種や大きな影響を受ける企業などへの早急な支援が必要との御質問の答弁させていただきます。

ちなみにこの間、コロナ禍における経済対策、また、経済支援のあり方について、これまでの一般質問やその他の場面でも説明させていただいた経緯もありますことから、重なる内容もあると思いますけれども、改めて御理解をいただくため、その取り組みの状況をそれぞれ報告させていただきたいと思っております。

昨年の1月下旬から国内における新型コロナウイルス感染症拡大が始まって以来、現在、第4波の感染者の増加対策として、北海道を含む10の都道府県で緊急事態宣言の発令中でありまして、全国的な感染者数の減少を見ながらも、一方では変異株の感染者数の割合が増加していますことへの脅威についても報道がされているところです。

このような、いまだ新型コロナウイルス感染症罹患の不安が続く状況にあつて、経済の先行きの見通しが立っていないことから、消費経済の根幹を支える住民及び中小事業者双方の不安感が払拭されずに、とりわけ経済基盤が脆弱な中小事業者から経済対策の維持・拡大が望まれる状況にありまして、御質問の趣旨にあります経済支援の必要性は十分に認識をしております。

このため、令和2年度初頭から、コロナ禍の影響による事業者数及び雇用従業員数を減少させないことを目標に、コロナ禍が収束するまで、コロナ禍以前と変わらない地域経済の持続化を図るべく、地域経済持続化支援事業を大きな柱として、三つの柱による支援事業を展開してきたところです。

まず一つ目でありまして、コロナ禍が与える中小商工事業者への経済的な影響を緩和するため、売上額が急減した事業者に対して、直接支援金を交付する施策であります。

二つ目としては、地域の消費購買力を増加させ、消費喚起を行ない、住民、消費者にも利益が享受できる施策を展開することにより、事業者と消費者、双方に安心感を付与しつつ、結果として事業所及び雇用の維持を図り、地域経済全体の持続化を目指すために実施した施策であります。

さらに、三つ目には、コロナ禍における感染予防対策のための新北海道スタイルの実践を促進し、消費者への安心感付与に資する感染予防資機材の導入のための費用助成の施策など、これら3点を複合的に組み合わせ展開してきたところであります。

令和2年度の初頭から令和3年6月までの支援施策概要に関して報告いたしますが、一つ目に掲げました、売上げ減少の補填、直接交付の施策として、この間、5回にわた

り、実績額として、予算額で5,537万円。

二つ目に掲げました消費購買額維持・拡大のための施策といたしましては、この間、9回、実績額として、予算額で7,615万6,000円。

三つ目に掲げました感染予防対策の資機材の支援の施策といたしましては、この間、2回にわたり、実績額として、予算額で784万6,000円。

合わせまして1億3,937万2,000円としております。

基本的な支援の方法、考え方といたしまして、御質問の趣旨にもありましたとおり、大きな影響を受ける事業者に早急な支援が必要との認識のもと、コロナ禍の影響により事業所の数が減少しないように、また、その支援が必要とされる事業者に対して施策を講じるとともに、財源として、地方創生臨時交付金の活用については、一定の限度もあることから、コロナ禍の今後の動向や経済の必要性も鑑み、国や北海道に対して救済のための財源措置を要望するほか、必要に応じて町独自の財政出動も行ないながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、2問目であります。経済の回復、町の活性化につながる取り組みや事業が必要との御質問であります。コロナ禍による影響につきましては、当たり前のことではありますが、これまでの通常どおりの暮らしが戻ることに同時に、場合によっては、コロナ禍によって変わってしまった消費者の価値観や、また、消費動向も戻らない限り、経済的な影響を消し去ることはできないものと考えております。

そのために、まずは、初期の目的であります、当面、引き続き課題となっております事業所及び雇用の維持を図るために、地方創生臨時交付金の活用のほか、必要に応じ、町独自の自主財源による財政出動も行ないながら、切れ目のない各種対策を講じることにより、中小事業者の不安解消に資するよう努力を続けてまいりたいというふうに思います。

幸いにも本町におきましては、夏の風物詩であります商工会主催の夜でかけナイト、また、商工会青年部主催による樽生ビア一彩、銀河通り商店街主催のスターフェスティバルなど、協働による地域活性化のためのイベントを数多く開催していただいている実績からですね、コロナワクチンの接種が進み、一定の安全・安心が確立された段階で、経済の回復、町の活性化につながる取り組みが再開されることと期待しているところであります。

このほか、経済の回復につながることににつきましては、町といたしましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

中長期的な視野といたしましては、まずは、コロナ禍の収束を見るまでは、1問目の質問にありましたように、地域経済持続化のための施策を第1段階で継続することとし、第2段階として、コロナ禍の脅威が一定収まり、住民、また、消費者の方々が安心して外出できる日常が取り戻せるときには、縮小・疲弊した地域経済を元に戻すために、地域経済の復元化のために支援の施策事業を一定の復元がされた後、さらなる地域

経済の発展、拡大を目指して、第3段階として、地域経済安定化のために資する支援施策事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それぞれ具体的な施策の内容につきましては、この間も商工会と事務レベルでの協議を継続してきておりまして、御質問の趣旨にもありますように、支援が必要とされる事業者に対しましては、必要な支援が届くように、議会を初め商工会の意見や要望も踏まえながら、まずもって地域の経済持続化支援事業として、引き続き必要な独自の支援策を講じてまいりますので、特段の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会にですね、売上額減少の補填、また、直接交付の施策として、北海道の緊急事態措置協力支援金への上乗せ措置に要する費用、また、消費購買額の維持・拡大の持続化の施策として、商工会のいきいき商品券事業に要する費用につきまして、補正予算案として提案させていただいておりますので、後日、御審議をいただきますようによくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 御答弁いただきました。何点か再度お聞きしたいと思います。

①に関しての中で、町長の答弁にもあったように、本町ではいち早く、比べるものではございませんけれども、管内でもそれなりのスピードをもって支援してきたということは、町の事業者からも声が上がっているところでございます。

そういった中で、今回、緊急事態宣言、約1カ月間ぐらいの間、飲食店に限ってですがけれども、店が営業できない、アルコールが提供できない、時間的制限、いろいろなものがあります。そういった中で、今回ですね、お酒を提供する店がお酒を仕入れたり、食材を仕入れたりするお店、ましてや観光業、あとは医療系の例えば整骨院ですとかいったところは、高齢者は出ていかないと、緊急事態宣言中は客が激減している。そういった緊急事態宣言を受けて減少しているお店を、商工会と協議して支援していくという考えがあるのかないのか、お伺いします。

2点目です。今後の取り組みといたしますけれども、地方創生臨時交付金、町長からもお話ありました。3次補正まででかなりの額が来ていると思っておりますけれども、今後、4次のものが想定されるのかされないのか。

そしてですね、これはどっちが先かという問題ですけれども、支援の額が1億円があるからやるのではなくて、こういうことをやらなければならないからそれを活用するのだ。最終的に、先ほど町長からの答弁にもありましたようにですね、町独自の財源も視野に入れると、大変ありがたい答弁をいただいたところですが、今後、そういったお金の支援とは別に、先ほどケアセンター所長からもワクチンの接種に関して、本町はスムーズに、そしてスピーディーにワクチン接種がされているという説明があったとおり、そういったものを活用して、例えばワクチン接種を終了したら証明書を発行し、それを接種を受けたのをお店に提示して、そこに食べに行く、飲みに行くというよ

うな、町職員二百何十人いますけれども、そういう中で積極的に経済支援をしていくと。今すぐではないですけれども。

そして、お店のほうも、今回接種を従業員全部したという証明を店に掲げて、どうぞ来てくださいというような取り組み、そういった証明書の発行とかも視野に入れてですね、積極的に経済の回復に努めていく考えがあるのかないかを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 2問目の質問の答弁をさせていただきますけれども、それぞれ飲食、観光、医療含めてですね、なかなか足が向かないというような状況もありますから、特に余り表には出ていないかもしれませんが、関連する例えば納品業者だとかですね、特に今言われましたリハビリ系だとか医療の部門というのは、個人で経営されているのもかなり患者数が少なくなってですね、大変な状況だと。そういうですね、表に余り見えないけれども、本当に実態調査をきちっとしながらですね、そこに必要な支援を何とか、最初から言っていますけれども、何とかコロナ禍を切り抜けていただけるような、そして一つの事業所もなくならないというために、しっかり対策をしていくということでは、これは事務レベルで、商工会と十分ですね、また、商工会員外の方もいますから、それを含めて、うちの担当の職員は全力で今取り組んでいるところでありますから、そういう面もしっかり今後やっていきたいと思っています。

ただ、私どもも支援金というか、現金支給だとか商品支給だけでなくですね、町民の方々が交流できる、人流とは言わないけれども、交流できる、コロナ禍の前のようなところに少しでも戻れるような、やっぱり営業している側もお客さんに来ていただいて、行く側もお店があってという、そういうお互いに笑顔で接することのできるそういう町のにぎわい、経済の活動につながるものを少しでも取り戻したいなど。

そういう意味では、例えばの話ですけれども、証明書の話もありました。ただ、私どもから推奨するというわけには、先ほどもちょっと言いましたけれども、ワクチンを打ったから打たないからということの、そういう余り賛成するということには行政としてはなりませんので、それぞれの事情がありますから、それは、そういうアイデアはぜひ事業所のほうで出していただいて、いろいろ対策を講じて、少しでもにぎわいが取り戻せるような方向も含めて、ぜひ対応していただければと思います。

このようなことも職場の中で、全体の中でも協議しておりますので、それらを含めての考え方、取り組みについては担当のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員よりありました交付金の使途の関係でございますけれども、基本的には、御質問の趣旨にもありましたとおり、今後もですね、やはり商工会とも、経済の状況だとかいろいろなことを含めまして、どういった支援、どういったところに求められるのかといったところは、きちっと協議しながら進めてまい

りたいと思います。

また、御質問にありました支援金、交付金の額ありきでいくのかだとか、あるいは必要に応じてなのかというところもありましたけれども、基本的には、どういう業種に必要なのか、先ほど御心配もいただきました事業所のみならず、そういった間接的なサービス業だとか、そういったところも目を配るべきだというようことも御質問の中でいただいておりますので、そういったところも踏まえながら、幅広い議論ができるような形で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度お聞きいたします。

町長のほうからワクチン接種に関しての証明書はなかなか、個人のこともあるし、難しいというか、今後相談していくというような話をいただきました。

道や国のほうから、緊急事態宣言でないとしても、例えば4人以下の会食だとか、短時間でというものがずっと出されてきました。そういった中で、町の職員というのは、それに従わなければならないのか。逆らえとは言いませんけれども、そこにずっと固執してこれからいくということになると、町の中では大企業、言い方は悪いですけども、大きな職員を抱えている中で、何百人もの人たちがそれを守って、出ないのだというふうになればですね、役場の人も行かないのなら我々もというふうになり得ることもありますので、今後、積極的に街に出るのというか、経済を回復するという中でですね、4人以下云々というのは、どういった方向で役場のほうは進めていくのかどうかを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） それぞれ会食を含めて、人数制限というのは、国から道からといういろいろありましたよね。究極は、同居の家族以外は自粛してくださいという話でしたから、同居家族といたって、1人か2人の人が結構多いとなると、なかなか出かけるところもないし、今おっしゃっているとおり、本別町としては、全体の中での協議の中では、最初の頃はですね、人数とかではなくて、少人数の中で。大人数となったら困るので、せめて国が示した4人ではなくて、五、六人でも少人数の中でできれば、あとは、マナー、ルールをしっかり守ってですね、出かけるということで、そういうことで進めてきましたけれども、だんだん厳しくなってきた、同居家族以外ということが発信されてからは、急にそういう部分については、その方向に向かって全体に自粛したということになりますから、それがずっと続いていっているものですから、おまけに緊急事態宣言ですから、それぞれ勤務が終わってからどこかへ行くなんていうことはまずまず、今のところはほとんど考えられない状況でありますけれども、ただ、今ワクチン接種がこれだけ進んできてということで、私どもも、それぞれ事業者の皆さん方も積極的に取り組んでいただいた感染防止対策、エアコンから扇風機から何から含めて、遮へい板も含

めて、相当接客については努力していただいていますから、そういうこともしっかりと受け止めながら、なるべくですね、期待に応えられるように、また、先ほど言いましたけれども、行く側も来ていただく側もお互いに笑顔で接することができるように、そういう環境をなるべく早く整えながら取り進めていきたいというふうに思っています、また、余り拙速にやると、今言われたように、役場職員だけがいいのかという話になると、せっかくの皆の行為が無駄になりますので、そういうことではなくて、そういう雰囲気全体をつくりながら、各事業所、また、職種問わず、町民の皆さん方にも、そういう中でということの希望に沿いながら対策を講じていくということで、また、それぞれ情報も共有しながら、努力していきたいと思っています。御質問の趣旨は十分に私も受け止めているつもりでありますので、最近職場の中で、どうしたら少しでもにぎわい、先ほど質問に答弁させていただきましたが、特に8月は、毎週のようにそれぞれのイベントが企画されているというのが本町です。特に商工関係者の皆さんを中心にですね、例えばスターフェスティバルからビア一彩から、でかけナイトももちろんですし、さらに、はしご酒ナイト、また、子どもたちにすれば盆踊りから、たくさん夏に楽しみがあるのですが、それも今までどおりもしできないとしたら、どう工夫すれば少しでもにぎわいというか、子どもたちに笑顔、希望を持たすというようなことも含めて、わずかばかりの花火だけでも、それでお祝いしようとか、みんなに見てもらおうと。それは一番、例えばドライブスルー方式で、河川の広場を利用して、そこでは飲食はないですけども、テイクアウト的な方式で、それぞれ出店していただいた皆さん方と一緒に、テイクアウトもしかり、やれないかと、そういうことも商工会の方々と相談して、できるかできないかですね、事業者の判断もありますから、一番の可能性としては、例えば柏崎議員も一番先に関わっていただいたと思うのですが、はしご酒ナイトのように少人数で、4人、5人でグループ分けして行くわけですから、ああいうふうにお店を交互、交互に行くということになれば、国が自粛という範囲の中で、そういう活動もできるということでもありますから、せっかくのモデルみたいな事業もありますから、そんなことも活用しながら、そこに飲食業もそうですし、納入業者もそうですし、またそれに関わるいろいろな事業者の皆さん方も少しでも元気になれるような方向もぜひ、これは私どもだけでできませんから、事業者もまた消費者の皆さん方町民の皆さん方にも協力してもらわなければならないことですから、協力してもらえるようにですね、方向をしっかりと協議させていただいて、少しでもにぎわいが戻るような、そんな方法も取りたいと思いますので、協議も含めて、特段の御支援、御協力をまたいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長の許可をいただいたので、1問について質問します。

ジェンダー平等、男女共同参画のまちづくりということで伺いたいと思います。

現在、ジェンダー平等、これは性差による差別のないというふうに訳されるようですが、ジェンダー平等の社会、すなわち、男女共同参画社会の実現を目指し、取り組みが進められています。

本町においてもジェンダー平等、男女共同参画を踏まえ、まちづくりを進めるべきと考えますが、見解を伺います。

本年3月31日に、世界経済フォーラムが発表した男女の平等度を示すジェンダーギャップ指数2021で、日本は156カ国中120位、昨年、前年は153カ国中121位と、ジェンダー平等に関しては日本は後進国というふうになっております。

国は、これまで内閣府に男女共同参画局を設置、これは2001年になっていますが、設置をして、地方自治体に対して、男女共同参画推進計画の策定に努めるよう求めています。道内幾つかの自治体では男女共同参画推進計画を策定し、条例制定も行なっています。

令和2年度の年度末の数字なのですが、道内では43の自治体、この中では、市が非常に多いのですけれども、もちろん町村もあります。43の自治体。そして管内では五つの自治体がこの計画を立てているという状況です。

本町においても、ジェンダー平等、男女共同参画に積極的な取り組みを進めるべきと考えるところです。

そこで、伺いますが、①町としての取り組み、研修会等、研修会の延長上には条例制定ということも含めてなのですが、それを進めるべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

二つ目に、教育現場において、子どもたちとともにジェンダー平等について考えていくことも重要だと思いますが、現状及び見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員のジェンダー平等、男女共同参画のまちづくりの御質問の答弁をさせていただきますけれども、2問目の部分については教育委員会のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一つ目の町としての取り組み、研修会等を進めるべきとの御質問でありますけれども、御承知のとおり、男女共同参画につきましては、平成11年に公布施行されました男女共同参画社会基本法におきまして、男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と提言されたところであります。

また、ジェンダー平等につきましては、平成27年に国連で合意されました。経済、社会、環境などの幅広い分野において、持続可能な社会を世界レベルで実現するための世界共通の目標、いわゆるSDGsの一つのゴール目標に掲げられております。

本町では、本年度よりスタートいたしました第7次総合計画におきまして、SDGs

の要素を取り入れまして、持続可能なまちづくりを推進することで、住民の生活の質が向上することを目指しております。

SDGsの目標ジェンダー平等を実現しようの項目は、本町の総合計画における22の推進施策のうち、18の施策について目標と関連づけをしており、男女が互いに尊重し、社会に活動していけるように、様々な分野・領域・場面において、環境整備や対策を行なう必要があると考えております。

本町といたしましては、まちづくりを推進する上で、職員個々がSDGsの大きな考え方の中において、ジェンダー平等や男女の共同参画についても理解を深めながら、自身の業務にその考え方を反映できるように、必要な研修会などを実施してまいりたいと思います。

これからのそれぞれの取り組みとして、総合計画にあるジェンダー平等の部分についても、今申し上げましたとおり、進めていくところではありますが、この理解をしっかりと深めながらということでもありますので、御質問にありますように、究極には、最終的には条例ということですから、まだそこまでは見通すことは難しいかもしれませんが、着実に日々の業務の中の取り組みとして進めていきたいと思っております。

私からは以上で、次は、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 御質問の2点目について、私から答弁させていただきます。

教育現場において、子どもたちとともに考えていくことも重要との御質問でございますけれども、まず、学校教育におきましては、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、男女平等、協力、理解についての学習を教育活動全体を通して行なうことが大切であります。

また、ジェンダー観は、生まれてすぐの親との関わりを初め、学校や社会に出てからも他者との関わりによって継続的に続くことで、社会的に構築される概念でありまして、そのため、教育・学校現場はジェンダー意識形成に大きな影響を及ぼすことから、重要な責任を担っているものと認識しているところであります。

学校教育では、児童生徒が学校生活の中であらゆる機会や場面を通じて、人権尊重の精神を基盤とし、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性を育むため、道徳や社会科、家庭科、特別活動など各教科を中心に、学校教育全体を通して、発達段階に応じた望ましい人間関係づくりに努めてきているところであります。

今後も男女平等教育の本質的な狙いについての認識や理解を深めるとともに、教職員が正しい知識を得ることができるよう研修機会の充実を図り、共通認識のもと、学校教育全体を通じた組織的な指導を通じて、男女がお互いに理解し合い、尊重し合う態度が身につきますよう、きめ細かな人権教育を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ジェンダー平等、ジェンダーギャップとかいろいろな言われ方がされています。ジェンダー平等ということでも言いたいのですけれども、町村として、男女共同参画の計画を立てるということは、かなり昔に、先ほど町長おっしゃるように出されていて、そのことが、言い返せばジェンダーギャップの解消につながるという趣旨が含まれていたということ、改めて今回いろいろ勉強した中で思い知らされたのですけれども、実は、この一般質問通告後の6月10日だったのですか、NHKの番組、夜ですが、これは番組で出たので名前を出しますけれども、兵庫県豊岡市のジェンダーギャップの解消に向けた取り組みが報道されていました。30分くらいの番組だったのですけれども、8年ほど前から前市長が、今年選挙があつて、この方が交代したのですが、前市長が進めてきた豊岡市におけるジェンダーギャップ解消のための取り組みを踏まえて、本年3月に、10カ年計画で推進計画を立てたと。豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略ということで、70ページというすごく分厚いものを立てたのですけれども、それを進めるという内容です。

それで、言いたいの、番組でも言ったのですが、なぜこれに取り組むかということ、もちろん国のそういう方針が基本にあるのは当然なのですけれども、豊岡市も本別もかなり似ている部分があるのですが、一旦市を出た若者が、20代の若者です。その回帰率は、男性は50%なのだそうです。ところが20代の女性の回帰率は4人に1人、男性の半分ですね。25%ということで、前市長は、その要因は、ジェンダーギャップということが、市の行政や、それから市内のいろいろな事業所も含めてですね、生活全般にわたってあるのではないかというふうに考えたようです。そういうことで、当然現場でのいろいろ協議をされた結果として、先ほど申し上げたように10カ年の計画に至ったというふうな報道です。

それで、私の世代、町長の世代もそうだと思うのですけれども、ジェンダーの問題というのは、かなり分かっているようで分かっていないということが実際にあると思うし、オリンピックの問題では、例の発言があつて、女性を蔑視と言われるような発言があつたと、幹部の方からああいう発言があつたと。それが今の日本の、少なくとも私の世代の結構現状なのだろうというふうに思っております。

ですから、ジェンダーギャップのことで言うと、ジェンダー平等の話というのは平塚らいてうまで遡るらしいのですけれども、いずれにしても、日本の社会が抱えている一つの重要な課題であるというふうに私は思うわけです。

ですから、本町においても、先ほど町長の答弁もいただいているところですが、何と云っても、まず職員の皆さん、あるいは私たち議員も含めてですね、そういう研修なり理解なりをまず深めていくと。それで、行政的には、先ほど申し上げたように、推進条例等の作成をしていくということにつなげていければというふうに思いますが、これはまさに時代の要請だというふうに私は思うので、まず、市町村の取り組み、身近

なところからの取り組みをぜひ具体的に進めるように、先ほど答弁もいただいているところですが、これは、お金としては、そんなにお金のかかる話ではないような気もするのですが、そのことは置いて、やはり重要なことだというふうに思います。

人口減とつなげれば、実は、これを調べるサイトは、国の男女参画局というのがあって、そこのホームページを見て、一番最初に公務員志望者は必見と書いてあるのです。それでそこに、全国の町のこれの取り組み状況が数字的に書かれているのです。

ですから、これは、これからの新しい職員、あるいは今の若手職員を中心としてですね、この町の一つの福祉でまちづくりの本別に、もう一つの柱として立ててもいいのではないかと。先ほど申し上げるように、管内ではまだ、帯広市も含めて5市町村ですが、ここにいち早く取り組むということが、本別のまちづくりや、人口減の対策にまでなるかどうか私はもちろん分かりませんが、そういう先例を見ながら考えたときに、結構重要な政策の一つになり得るのではないかとというふうに思ったものですから、人口減やまちづくりという観点からですね、再度その点についての基本的な考えを伺いたいと思います。

それから、教育委員会の関係ですが、先ほど申し上げたとおり、少なくとも私の世代は、分かっているようで分かっていないですよ。男女平等ということは、もちろん十二分に知っているつもりですが、このジェンダー平等が言っていることは、社会的な男女平等ということですから、その意味が、言葉としてはもちろん分かるのですけれども、では、現象面でどうだろうと。実際に、例えば役場内の関係で言うと、例えば管理職の数とか給与の関係とか、民間では給与の関係が、この問題ではすごくクローズアップされています。簡単に言うと女性の給与が非常に男性と比べて低いと。それから仕事の種類も、そういうふうな体系があるというようなことです。家庭においては、家事は女性で仕事は男性というのは、かなり昔の話なので、今そう思っている方は余りいないと思うのですけれども、いずれにしても、公の場や町なかの事業所の現場では、このようなことが、実際に本別であるかどうかは分かりませんが、先ほどの豊岡市の例では、そのことが人口減やまちづくりにつながっていくのだということの押さえで取り組みを始めた、10年計画を立てたということなので、そういう捉え方も、やっぱり次代を担うのは子どもたちなので、教育現場の取り組みはすごく重要ではないかというふうに思うのですけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ジェンダー平等については、最近特に大きくクローズアップされているというか、男女共同参画は、御質問ありましたように、相当以前から取り組みを進めていくということで、特に、例えばの話ですけれども、職員とかいろいろな審議会が、男女比率が最低3割だとか、そんなことが一時言われたことがあったのです。管理職が何人いるとかなんとかという数字的な目標までありましたけれども、ジェンダーというとなかなか理解が進まないというのがあるのですが。

今、阿保議員の御質問のとおりですね、本別町で生まれて、本当に小さい、物心がついたときから、みんな家族で、お互いの違い、要するに福祉でまちづくりの原点だと思うのです。私どもも今ずっと取り進めてきている、そこは、相手を思いやる、人を思いやる、尊重すると、そういう気持ちを本当に小さいときからしっかり受け継ぐ。それは、大人の社会というのは、福祉講演会などを含めて、多くの講演で取り組みをさせていただいて、それがまさに、いいひと いいまち いきいき ほんべつのタイトルにあるように、協働で、いいところはみんな認めて合って、足りないところはみんな支え合って、思いやりのある豊かな町をつくりましょうというのが本別町の取り組みの理念でありますから、そういう意味では子どもたちには、教育委員会のほうから答弁があると思うのですけれども、子どもたちには、勉学を通じて、金子みすゞさんの世界では、みんな違ってみんないいと。そういうことで、自分だけ男社会で俺が俺がではなくて、みんなそれぞれいろいろな考え方や、顔立ちがみんな違うように、いろいろな人がいて、お互いに尊重し合う、それで一つの町が成り立っていく。そういう気持ちが、お互いに尊重できる、そのことがまちづくりの原点ということで進めてきたつもりでありますから、そういう意味では、今、御提案いただいた趣旨は、十分に私どもも酌み取らせていただいて、最近、コロナ禍の中で、特にこういう講演とかそういう取り組みが町の中ではなかなかできない状況でありますけれども、ぜひその理念を忘れずですね、これからも持続、継続できるように、総合計画にも盛り込んでありますように、しっかりとこれらの問題を広く町民の皆さんとともに共有しながら、そういう理念のもとでこれからの、まさに本町のまちづくりの根幹を支えていける大きな取り組みとして続けていきたいというふうに思っています。

教育委員会の部分については、教育委員会のほうから答弁いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 阿保議員の再質問について答弁させていただきます。

私も教育委員会における取扱い、それから進め方、それは大変重要だということは認識してございます。そして、先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、ジェンダー観につきましては、生まれてからすぐ、親の関わりから始まるということも言われているところでございます。

ちなみに、教職員の管理職、それから給与の関係もお話が出てございましたが、この部分につきましては、あくまでも服務規程につきましては、地教委の管轄でございますが、給与、それから人事につきましては、県費職員でありますから、道教委の管轄ということで、私どもが直接そこに関わってございませんので、その辺の答弁は差し控えをさせていただきたいと思っております。

とりわけ、学校運営、そして学級運営に当たりましては、例えば私どもの学校におきましてはですね、出席番号を男女混合としているほか、呼び方もあります。君、ちゃん、

それはやめて、さんづけにしましょうとか、そういう呼び方を初め、学校生活全般において、男女の平等や男女相互の理解と協力と、重要性を認識した指導に努めているところでございます。

そして、先ほども申し上げましたが、男女の隔たりがなく、個性や能力が発揮できる社会を築き上げていくためには、やはり学校はもちろんのことでございますが、家庭である保護者、それから地域、そして社会全体における教育、学習の果たす役割が極めて重要だと思っているところでございます。

そういう観点から言えばですね、例えば生涯学習等の機会において何ができるのか、そしてそれをどう進めていくのか、そういうところをですね、今後検討して実践してみたいと考えておりますので、このことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 役場庁内でのいろいろな取り組みは、非常にまとまって、しかもそれぞれの立場から取り組むというふうに私も思っているし、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

問題は、そのことが一つの核になり力なりになって、例えば自治会の集まりとか、その役員会とか、その他いろいろあると思うのですけれども、そういうものにも波及をしながら、これは町全体がそういうことになっていかないと、役場だけがジェンダー平等が成り立っていますということにはならないと思うのです。もちろんジェンダー平等が求めるのもそこではないと。町の人全体がというか、その町がということだ思うのです。

ですから、人口減に苦しむ一つの対応策ということだったのだと思うのですね、豊岡市の事例は。ですから、本町でそれをやりなさいと言える部分ではないのですけれども、それも一つの要素になり得るといことも踏まえてですね、ぜひ庁舎内だけではなく、今後、町長もいろいろな会合等にも出席される、あるいはリモートでもあると思うのですけれども、そういう中で、ぜひ町民の皆さん、それから学校現場では、今答弁いただいたとおりで、子どもたち、多分これからの時代を変えていくのは子どもたちだと思っておりますので、気持ちで理解していても頭は多分理解していないという状況なものですから、そういうことにも、子どもたちを見習いながら我々大人もジェンダー平等の本別町、これがもし売り物であればですね、人口減対策にもつながるのかなと私は思っているものですから、まちづくりの柱の一つに、今後、立ち上げていくようなことも含めて、町内というか、一般の町民の方にも、町が先頭になって何らかの機会をつくって、このことを広めていく必要があるというふうに思うのですけれども、その点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 先ほども少し答弁させていただきましたけれども、まさにまちづくりの根幹を成す、人を思いやる、尊重する、優しい心で接するというのは、どの社

会も同じだと思うのです。その中で、本別にということで注目されたら、ジェンダーは当たり前のようにして、意識せずにきちっとみんなが理解していると、そういう町になっていくということが、しいて言えば人口減少も、安心して住める町ということになっていけば、そういうことも、少しずつでも実現に近づくのかなという考えも私どもも思っています。今まで進めてきた福祉のまちづくりの理念をですね、まさにジェンダーも含めて、男女共同参画はもちろんです、しっかりとそれが町民の全体理解の中で、それぞれが尊重できるそういうまちづくりをしっかりと進めるためにも、これからも、今御提案のありました、いろいろな場面での、講演だとか情報提供だとか、そういう理解を深めるための取り組みをぜひしながら、努力をさせていただければと思います。

以上でございます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番藤田直美議員。

○11番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問いたします。

質問事項、学校の普通教室や災害避難所にもエアコン設置を。

近年の猛暑に加え、コロナ禍によるマスク着用など、日常生活におけるストレスは大きく、東北、北海道においても、熱中症に加え感染対策としても学校のエアコン設置率が上がっております。学校環境向上や防災の観点から、設置に向けて早急に取り組むべきと思います。

まず一つ目に、現在、学校では保健室と特別教室、コンピューター室にですが、エアコンを設置しております。児童生徒は1日の大半を普通教室で過ごしています。フェイスシールドの利用や扇風機を増設するなどして対応しておりますが、全ての児童生徒に公平な学習環境ではないと考えます。

昨年の答弁では、コロナ対策としての設置は考えていない。次年度以降、学校の最適な環境のため検討すると示されていましたが、その後、検討されたのか伺います。

二つ目に、今年の夏も厳しい暑さが予想されております。体調管理に気を配り、コロナ収束の見通しが不明中、暑さに備え、安心して暮らすまちづくりをしなければなりません。

防災の観点から、避難所に指定されている施設の冷房の状況と今後の設置に関しての考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の学校の普通教室や災害避難所にもエアコン設置をにつきまして答弁いたします。

私からは1問目について、2問目につきましては、町長のほうから答弁とさせていただきます。

まず、昨年6月の一般質問の答弁の中で、エアコン等の空調設備につきましては、従前どおりの扇風機と窓を開けた換気による対応を行ない、コロナ対策としてのエアコンの設置は見合わずとのお答えしております。

その後、9月に換気機能付エアコンが報道で発表されましたことから、本町教育委員会といたしましても、新型コロナウイルス感染症及び熱中症対策として、児童生徒が体調を崩したときに利用する保健室のエアコン設置を検討し、また、議会からの提案もありまして、1月の臨時会におきまして補正予算を提案させていただき、全ての小中学校の保健室にエアコンを設置したところであります。

町内の学校における暑さ対策といたしましては、教室や廊下の窓に網戸を設置し、教室入り口を全て開放して、業務用扇風機により室内の空気を動かしながら換気させる対策を行なっております。

また、児童生徒に水筒を御持参いただき、小まめな水分補給と休憩の確保にも努めてきたところであります。

教育委員会といたしましては、近年の気象変化に伴い、学校における熱中症対策も重要な課題として捉えており、現在、その対応の一つとして、エアコン設置を視野に、設置台数及び電気容量並びにランニングコスト等の調査を行なっております。

また、エアコンを設置できない場合における新たな対応等につきましても検討しているところであります。

いずれにいたしましても、エアコン設置には多額の財政負担が伴いますことから、国の補助制度等の情報収集に努め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、先ほども申し上げましたが、町長のほうから答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 藤田議員の2問目の質問の答弁をさせていただきます。

避難所に設置されている冷房の状況と今後の設置に関する考え方につきましての答弁であります。

まず、冷房機を備え付けている避難所の数であります。町が所管しております37施設のうち、老人福祉センター、児童発達支援センター、世代交流館、勇足地区公民館、勇足の保育所、仙美里地区公民館、義経の館、総合ケアセンターの8カ所に現在設置されております。

また、福祉避難所などの協力をいただける民間の施設におきましては、7施設のうち

6施設、清流の里、ゆうあいの里、陽だまりの里、アメニティ本別、地域共生ホームきらり、こども園ほんべつに設置がされている状況であります。

次に、今後の設置に対する考え方でありますが、熱中症予防のために冷房機を設置することで効果が得られると考えますが、厚生労働省や環境省の避難所の運営の指針などでは、過去の中越沖地震において、冷房が苦手な高齢者が多く、扇風機を活用し、外気を取り入れることで対応した事例や、避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告では、氷や冷水を用いた対処が有効であること。

また、新型コロナウイルス対策として、換気扇や窓などの開放によって換気を確保することが必要であることなどから、昨年度、大型の扇風機を5台購入して備えているところでありまして、現在のところ新たに冷房機を避難所に設置する考え方は持っておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

先ほど学校施設における考えを伺ったところですが、私も早急にエアコンの設置を望んでいる理由の一つとして、適正な温度での学習効率を調査した研究内容では、快適な温度と湿度での学習効果が高まるという結果も出ております。総合計画の中でも学校教育の充実の中、重点施策として、学習環境の整備と充実を掲げております。

本町における教室内温度や湿度の管理、実測などはどのように行なっているのか、どういふ状況なのかというのは、実際に把握していらっしゃるのかどうか伺いたいのと、学習意欲への影響ですね、湿度と温度の関係、どのような御認識を持っているのかを伺いたいと思ひます。

1日の大半を過ごす学習の場である教室の環境を整えるということは、とても優先度が高いのではないかとと思ひますが、優先度に関して、どのような考えを持っていらっしゃるのか伺いたいと思ひます。

また、災害避難所に関してですが、設置に関しては考えていないということですが、前回、避難所として開設された中央公民館は冷房設備がないということから、災害時の温度、湿度管理、暑さ対策というのは十分に行なわれるのかというのはとても疑問に思ひます。このコロナ禍において、パーティションで区切られる避難所で、大型扇風機5台や、送風機などを利用するというふう聞いておりますが、幼児や妊婦、高齢者など、要配慮者を考えたとき、せめて施設内1カ所にでもエアコンを設置して、クールスポットをつくるべきではないかとと思ひますが、その点について伺いたいと思ひます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 私のほうから学校関係について答弁をさせていただきます。

まず、適正な温度と湿度等により、実態は把握しているのかということでございますが、各学校におきまして、その都度ですね、室内の温度設定、温度を測定するというこ

とはまだ至っていないのが実態でございます。

それで、学校の教室内でどのような温度が一番適切なのかということにつきましては、学校保健安全法でうたわれておりまして、安全法につきましては、平成30年4月1日に改正され、温度も変更になってございますが、改正後の温度につきましては、17度以上28度以下であることが望ましいということになってございます。

私どもも近年の気象変化に伴い、気温が上昇していることは重々承知しております。そこで、ここ5年間の本別町における、これは外気温でございますが、気温と児童生徒の登校日数の状況を調べてございます。まず、外気温統計による28度を超えた年平均登校日数は10.8日、うち30度を超えた平均登校日数は4.6日であります。このことから、エアコンを設置した場合の年間稼働日数はおおむね11日となる見込みであり、そう多くはないものと捉えているところでございます。

しかしながら、最適な学習環境を整えることは、私ども教育委員会の務めでありますので、エアコン設置の部分につきましても検討しているところでございます。従前は、国の補助金を活用して設置を検討してまいりました。しかしながら、北海道は補助金の活用が難しいとのことから設置を見送ってきた経過もございます。しかしながら、昨年度におきまして、学校施設環境改善交付金が活用できるということも、その情報入手しましたことから、再度設置に向けた検討を現在進めているところでございます。

2点目であります、学習意欲の関係でございます。確かに気温が上昇するに従い、子どもたちの学習意欲につきましては低下すると捉えているところでございます。しかしながら、学習意欲につきましては、温度差のみならず、教職員の指導の方法等々、また、学習環境状況によって大きく変わるものでございますので、一概に温度上の問題だけで学習意欲が低下するものとは私どもは捉えてございません。

いずれにいたしましても、先ほど答弁申し上げましたが、エアコン設置につきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、御答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 藤田議員の再質問について答弁させていただきます。

前回は避難所を運営したときにも、御質問にありましたとおり中央公民館に多くの避難者が避難をしている状況にあります。ただ、中央公民館の大ホール等で避難をしていたわけですが、御質問にありましたとおり、パーテーション等を入れることによってかなり空気の流れが悪くなるのではないかと考えております。この辺につきましては、今60台ほど移動式パーテーションを導入しておりまして、こういったものも日中の暑いときには外すなどの対応も取っていききたいというふうに思っております。

また、クールスポットというお話がありましたが、1階下のデイサービスのところには1カ所、エアコンが設置された部屋がありますし、先ほども町長答弁させていただ

ておりますが、氷ですとかぬれタオルなどで、保健師等が日々観察等を行なう中で、そういったもので、わきですとか首ですとかを冷やししながら、水分補給を取りながら熱中症対策に当たっていきたいというふうに考えております。

また、これも町長答弁ありましたが、多くの民間施設で福祉避難所の協力をいただいております。こちらのほうでは、7カ所中6カ所にエアコンが設置されているということもありまして、先ほど御質問にありましており、妊婦ですとか高齢者の方々におきましては、そういったところにですね、また再配置をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 先ほど学校施設の環境の関係では、外気温の温度と日数の提示がされましたが、外気温ではなかなか教室内の温度、湿度の確かな情報は得られないのではないかとこのように思います。もっと積極的に実測をし、子どもたちの環境を調べるべきではないかと思っております。

また、学校によっては、立地や構造で、かなり場所によって教室の位置ですとか日射の関係ですとか、それぞれで調整がいるのではないかと思います。それには、やはり空調設備、エアコンを設置して適度な温度に保つということが大事であり、優先度は高いものだと思いますが、先ほど優先度の関係はお答えいただけていないので、教育施策の中で優先度というのはどのくらい高いのか、また、もしほかに優先度の高いものがあるのであれば、何か示していただきたいと思っております。

また、避難所に関してですが、福祉避難所に関しては、災害時の避難所が47カ所、福祉避難所は全部で13カ所あるというふうに認識しております。民間事業所以外の施設でも、高齢者施設ですとか子どもの施設にはエアコンが完備されてきているのかというふうに思っておりますが、健康管理センターについてはどうでしょうか、ここは福祉避難所になっていると思うのですが、公共施設には、災害時の使用のみではなくて平時の使用目的に照らして整備されているため、余りエアコンについては注目されていないのかというふうに感じております。健康管理センターについては、平時においても子どもの健診や予防接種、妊婦の教室、乳幼児から高齢者まで多くの町民の相談窓口にもなっております。

先日、子どもの健診では、大変暑くて、子どもも親も職員も汗だくになっていたというお話も聞いておりますので、住民が多く訪れる公共施設の快適な温度や湿度の管理は、平時の住民サービスとしても必要ではないでしょうか、その点について伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 答弁させていただきます。

まず、先ほど外気温と、それから室内の温度の関係でございます。私ども教育委員会

が定期的に毎週とか日にちを決めて、各学校に室内温度の状況を調査するということは先ほども答弁しましたが、一切行なってございません。しかしながら、各学校には、学校の配当予算で、温度計、そして湿度計をセットしたものをそれぞれ学校のほうで購入してございますので、先生方におきましては、今日はちょっと暑いと感じた場合につきましては、それぞれその場ですぐ温度を測り、また湿度を測り、室内の環境がどうであるのか、そこは先生方が十分理解をしながら学習を進めている状況でございます。

それから、優先度の話がありました。私は、優先度につきましては、やはり学校教育だけでなく教育委員会全般、そして、しいては町一般会計を含めた町全体的な予算の中での優先度になろうかと思っております。特に学校関係におきましては、今、G I G Aスクール等々もございまして、このエアコンの部分につきましては、今、現段階におきまして検討中でございますので、優先順位には格付けしていないことを申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 藤田議員の質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、健康管理センター、福祉避難所に設置されております。こちらのほうの施設には、2階の一部の部屋にエアコンが1台設置されているということで把握しておりますが、避難をいただけるようなスペースといたしますか、1家族程度が入るようなスペースでありますので、こちらのほうとしては、福祉避難所のほうのエアコン設置としてはカウントしておりません。そのような状況であります。

エアコン設置の検討につきましては、健康管理センター所長のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 健康管理センターの、いわゆる健診を行なう部屋等のエアコンの考え方ですけれども、以前、コロナの臨時交付金を活用してエアコンの設置を検討したという経過はございます。ただ、その際には、部屋の形状等も含めて、エアコンの設置が、この段階ではちょっと難しいというような段階を経て、設置されていないということには、今現状としてはなっておりますけれども、昨今のこの暑さ等も含めて、議員おっしゃる公共施設全体も含めてですけれども、暑さ対策、熱中症対策というのは、いずれしても検討は必要になろうかと思っておりますし、当然町の財政も踏まえた上で、どこを優先的に考えるのかも含めて、健康管理センターのみならず、今後いろいろな検討は必要なのかというふうに思いますけれども、現状はそういう経過となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 前向きに検討されるというお言葉をいただきました。

子育て環境の充実や健やかな成長と学びの場の提供と、命と健康を守る避難所の整

備については、平時においても快適な、教員にとっては職場環境、職員にとっては労働環境、労働意欲の向上にもつながると考えます。エアコン設置による空調管理は、教育行政、町行政にとって、今後重要な施策課題となると思いますが、それぞれ管理者である町長と教育長に考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今までもそうですけれども、施設全体の通年の冷暖房含めて、環境をより整えるという部分では、十分に検討をしながら対応してきているところではありますが、特に昨年からのコロナ禍の中で、必要な施設、必要な部屋いろいろ含めて、設置できるかできないかも検討してきました。

ただ、全体的に、十勝の本別の四季の中で、それでは猛暑日、夏日が何日あるのかなどなど含めて、それぞれ細かく検討している中でですね、先ほど教育委員会からありましたように、30度を超えるのが年に3日、4日という中で、夏休み、冬休みがあるなどを考えたときに、全体として、費用対効果も含めて、環境とは言いながらも、ランニングコストなど含めて、稼働率などを含めて、本当にどこにどれだけ必要なのかということ十分に検討させていただいているところでもありますから、公共施設全般に向けては、必要な施設という認識に立てば、積極的に環境を整えていくということは当然のことだと思いますので、改めて夏の状況など、最近の気象状況なんかを踏まえて、しっかりとした環境を整えるための施設整備をしていくということにさせていただきたいと思います。

ただ、冷房も含めて、暖房も含めていろいろありますから、それらの使い方で、もう一度言いますが、年間の稼働率も含めてしっかりと検証した上で、より快適な施設運営というものができるように努力していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 私のほうから答弁させていただきます。

本町の小中学校におきますエアコンの設置につきまして、議員のほうからいろいろ御質問ありましたけれども、本町の場合ですと、一般教室、普通教室といいますと、普通教室20室、それから特別支援学級の教室13室、合わせて33室今あります。設置費用につきましては7,000万円を超えるだろうと見込んでおりますし、それに教職員室等を加えますと、優に8,000万円を超える設置費が今見込まれているところでございます。

このようなことから、今後におきましても、国の補助制度、そして本町の財政実情を鑑みながら、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、最適な学習環境を整えることは、私ども教育委員会の責務と考えておりますので、ただ、その対策につきましては、エアコンのみに頼るのではなく、室内外における対策、あるいは長期休業期間中の変更など幅広い見地から検討、実

施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○ 11 番（藤田直美） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時00分）

令和3年本別町議会第2回定例会会議録（第3号）

令和3年6月17日（木曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 36号 | 令和3年度本別町一般会計補正予算（第4回）について |
| 日程第 2 | 議案第 37号 | 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 3 | 議案第 38号 | 令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 4 | 議案第 39号 | 令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 5 | 議案第 40号 | 令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 6 | 議案第 41号 | 令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 7 | 議案第 42号 | 令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 8 | 議案第 43号 | 令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 9 | 議案第 44号 | 本別町老人福祉センター設置条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 45号 | 辺地総合整備計画について |
| 日程第 11 | 発議第 1号 | 本別町議会会議規則の一部改正について |
| 日程第 12 | 発議第 2号 | 議員報酬の減額支給に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 意見書案第3号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書 |
| 日程第 14 | 意見書案第4号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書 |
| 日程第 15 | 意見書案第5号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第 16 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件（総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任委員会） |
| 日程第 17 | | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件（閉会中の継続調査申出書） |
| 日程第 18 | | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 36号 | 令和3年度本別町一般会計補正予算（第4回）について |
|-------|---------|---------------------------|

日程第 2	議案第 37 号	令和 3 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回) について
日程第 3	議案第 38 号	令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回) について
日程第 4	議案第 39 号	令和 3 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 回) について
日程第 5	議案第 40 号	令和 3 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 1 回) について
日程第 6	議案第 41 号	令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第 1 回) について
日程第 7	議案第 42 号	令和 3 年度本別町水道事業会計補正予算(第 1 回) について
日程第 8	議案第 43 号	令和 3 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2 回) について
日程第 9	議案第 44 号	本別町老人福祉センター設置条例の一部改正について
日程第 10	議案第 45 号	辺地総合整備計画について
日程第 11	発議第 1 号	本別町議会会議規則の一部改正について
日程第 12	発議第 2 号	議員報酬の減額支給に関する条例の制定について
日程第 13	意見書案第 3 号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 14	意見書案第 4 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第 15	意見書案第 5 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 16		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件(総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任委員会)
日程第 17		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件(閉会中の継続調査申出書)
日程第 18		議員派遣の件

○出席議員(12名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	藤野和幸	総務課長	村本信幸	
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	中川雅之	
住民課長	長屋和幸	子ども未来課長	大橋堅次	
建設水道課長	坪忠男	企画振興課長	高橋哲也	
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規	
総務課主幹	上原章司	企画振興課主幹	小川芳幸	
建設水道課長補佐	小出勝栄	総務課主査	石川雅康	
教育長	佐々木基裕	教育次長	阿部秀幸	
社会教育課長	高橋優	農委事務局長	倉崎景一	
代表監査委員	畑山一洋	選管事務局長	村本信幸	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第36号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第36号令和3年度本別町一般会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第36号令和3年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種を64歳までの方を対象に実施するための経費、いきいき商品券事業の拡大、中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金、空き家住宅等除却支援事業の増額等が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,535万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億687万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2、歳出ですが各科目にわたります1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、社会福祉協会負担金の人件費については、人事異動などによるもので、25ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

9ページにお戻りください。

上から2段目にあります、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、業務委託料代理人業務33万円の増額補正は、個別案件について弁護士と委任契約を結ぶものでものであります。

一番下段の4項選挙費、4目町議会議員補欠選挙費194万7,000円の増額補正は、4月28日付で公職選挙法第111条第1項の規定による議員の欠員通知があったことによるものですが、現時点では欠員は生じていないことが報告されておりますが、審決の裁決がされておられませんので補欠選挙の実施に必要な経費を計上するものであります。

13ページ、14ページをお開きください。

2段目の3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費3万9,000円、11節役務費2万3,000円、12節委託料29万1,000円、18節負担金補助及び交付金345万円の増額補正は、国の実施する低所得の子育て世帯生活支援

特別給付金の関係経費を計上するものです。

なお、給付金は対象児童1人あたり5万円で、支給対象児童数は69人を見込んでおります。

一番下段の4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、8節旅費、費用弁償6万5,000円、15ページ、16ページをお開きください。

11節役務費77万9,000円、12節委託料1,093万円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種について、64歳までの方を対象に実施するための経費を計上するもので、接種対象者3,016人のうち、接種者数を2,400人で見込んでおります。

その下、14節工事請負費総合ケアセンター施設改修工事200万円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のため、会場となっております総合ケアセンター2階ボランティア室にエアコンを設置するものであります。

17ページ、18ページをお開きください

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、畑作構造転換事業補助金4,224万6,000円の増額補正は、生産性向上に向けた新技術等の導入などによるものであります。

次の5目農地費、13節使用料及び賃借料、重機借上料104万3,000円の増額補正は、大雨による排水路の土砂埋塞を解消するため重機の借り上げを行なうものであります。

一番下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金中、本別町商工会いきいき商品券事業1,004万7,000円の増額補正は、当初予算において1セット10,000円を4,000セット、プレミア率15%で計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令による地域経済への影響に対する支援対策として、1セット10,000円を5,000セット、プレミア率30%とするもので、事務費を含めた増額分を計上するものであります。

19ページ、20ページをお開きください。

上段の本別町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金400万円の増額補正は、北海道が実施する感染防止対策強力支援金に10万円を上乗せ支給するものであります。

21ページ、22ページをお開きください。

上段の8款土木費、5項住宅費、2目空き家等対策費、18節負担金補助及び交付金空き家住宅等除却支援事業補助金228万円の増額補正は、事業の執行見込みにより調整するものであります。

下段の9款1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、消防団員退職報償金96万8,000円の増額補正は、消防団員2名の退団に伴うものであります。

下段の10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節備品購入費、普通自動車218万4,000円の増額補正は、教育委員会公用車1台を更新するものであります。以上で歳出を終わりました、5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節

保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,093万円の増額補正は、歳出で説明いたしましたワクチン接種事業に対する負担金であります。

2段目の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,607万3,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金などコロナ感染拡大対策に充当するものであります。

次の2目民生費国庫補助金、2節老人福祉費補助金、住宅市場整備推進等事業費補助金150万円の増額補正は、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業として、本別町居住支援協議会補助金へ充当するものであります。

次の3節児童福祉費補助金415万円の増額補正は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する補助金で、事務費70万円、給付金345万円となっております。

次の3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金284万4,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務費及び接種会場となっている総合ケアセンター改修工事費に対し、全額が補助されるものであります。

次の4目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金、公営住宅整備事業費等社会資本整備総合交付金114万円の増額補正は、空き家住宅除却支援事業補助金に対するものであります。

下段の15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、畑作構造転換事業費補助金4,224万6,000円の増額補正は、事業費に対し全額補助されるものであります。

次の5目商工費道補助金、1節商工費補助金、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金500万円の増額補正は、歳出で説明いたしましたいきいき商品券事業プレミアム率30%のうち、10%分に対する北海道からの補助金であります。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,001万3,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当により、すでに予算計上されている対象事業に係る一般財源を特定財源に振り替えることなどにより調整するものであります。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算（第4回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 歳出の16ページになります。衛生費の部分でございまして、16ページの12節委託料でお伺いをいたします。

この部分につきまして、北海道のこれは陳情が議会に来ておりまして、この部分でお尋ねしたいことがございますので、ただ今から質問させていただきます。

陳情につきましては、針きゅう師、あんまマッサージ師のコロナワクチン接種早期実施に関する陳情ということで、北海道公益社団法人のほうから来ているところでございます。鍼灸会でございますね。要旨といたしましては、針師、きゅう師、あんまマッサージ師の新型コロナワクチン接種をなるべく早期に接種したいという旨の大きな内容でございます。細かい理由につきましてははかいつまんで申し上げますと、北海道鍼灸会の会員の方々においては、本別町にも数名おられると思いますが、その方々達は常に対面でお仕事を、施術と言うんですかね、それをしているということでございます。感染対策は北海道のほうから指示があってそれに沿ってやっているようでございますけども、ワクチンをなるべく早く打ちたいという内容で当議会にも陳情が来ているところでございます。次の定例会ということも考えておったんですが、なかなかその時間帯に持っていきますとワクチンの接種時期を逸するものですから、今回あえて補正予算の中で質問したという内容でございます。これらのことを鑑みまして、昨日一般質問をしておりますけれども、これからのこの内容についてどういうふうにお考えになっているのか、その補正予算の中身としてお知らせをいただきたい。以上です。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは大住議員の質問に答えさせていただきます。

先ほどおっしゃられたとおり、国の優先接種の対象の中に際しましては、針師、きゅう師、あんまマッサージ師というのは入っていないということは承知してございます。ただし、現在東京都で設置をしております大規模接種会場等におきましては、そういった方々を対象に優先接種をしているという状況もございます。そういった状況、また先ほどの鍼灸師会というのでしょうか、そちらからの陳情の内容も踏まえた上で、私どもとしましては現在の接種体制の中でそちらの対象の方、針師、鍼灸師ですとかあんまマッサージ師が早期接種を希望されるという御相談を受けた場合に関しましては、現在の接種の枠組みの中で予約状況等踏まえ、早期の接種を進められるよう対応を図ってまいりたいというふうに考えております。今私どもが捉えている中では、そういった方たちに関しては今町内では5、6業者ぐらいがそういった形で営んでいるというか営業されているのかなというふうには捉えておりますけれども、そういった中の方に対して、例えば65歳以上のすでに優先接種を行なっている方で、接種を行なっているという方もいらっしゃると思いますので、現在ここで予算計上をしているのは64歳以下の方の予算になりますので、そういったもうすでに高齢者の優先接種を終えていない方のそういうマッサージ師さんだとかという形に関しましては早期に御相談いただければ対応したいというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今細かく答弁いただきました。

いろいろ決め事もあって、当然予算措置もしていかなきゃならないということでございますから、国で決められた枠もありますでしょうし、町自体の考え方もあると思います。一番大切な事は終始申し上げているつもりでございますけども、町広報等々です、針あんまマッサージの方々だけでなくでもですね、そういうふうな枠にとらわれな

い周知をしていただいで、お金のかかることをございますけれども、その辺柔軟に対応するという考え方、あえて再度お聞きしますけれども、その辺だけ再度お知らせいたしたい。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは答弁させていただきます。

私どもとしましては、そういった周知が必要な場合におきましては、随時文書發送全戸は出来ないと思ひますけれども、広報ないしホームページ等で随時必要な情報に關しましては周知をしていきたくと思ひます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 同じく12ページの同じ箇所なんですけど、予防接種の關係なんですけど、昨日の一般質問でも触れられていたんですけど、現状としてですね、土日じゃないとなかなか時間とれないという方が実際にいらっしゃるし、そういう声もちょっと私のほうにも来ているところなんですけれども、もちろん医師を初めとする体制の確保とか、会場に対応する職員の確保とか大変だというのはよくわかるんですけども、ニュース等ではそういう対応をしている自治体もあるようなんですけども、現時点でその辺の対応というのは協議されているのかどうか伺いたくと思ひます。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは阿保議員の質問に答弁させていただきます。

現状に關しましては、昨日までいろいろ答弁させていただいており、医療体制の充実した平日の通常時間帯で接種を進めさせていただきたいと思ひます。いわゆる就業をしている方、お仕事をされている方等の対応に關しましては、昨日の一般質問の中でも触れていますけども、各事業者において就業時間に企業の協力のもと、企業の中で時間帯を設けて職員の接種をしていただけるような御協力をいただきながら、平日できるだけ企業に支障のないような形で進めるような方策を取り、企業に御協力をいただいているところであります。

今後接種を進めていく中で、当然予防接種の予約率ですとか、接種が進まないというような段階がどこかで当然状況を踏まえて、今後の接種体制については医療機関とも協議をしながら検討を図らなければならないところも出てくるかと思ひますけども、現状は今までどおりの報告の内容として進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 現時点で事業所などからですね、土日含めた対応ってできないんでしょうかというような趣旨の話ってというのは来ていないんでしょうか。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 直接私どもに土日接種をしてくれという要望はないんですけども、企業を協力依頼でまわっている際に、平日の接種というのは医療体制の充実したところでやりたいというような御説明をまずさせていただいております。そうい

った中で承諾って言うんですかね、御協力願えるという話をいただきながら進めているというのが今の現状でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点お伺いいたします。20ページになります。

商工費の一番上の段の本別町中小企業休業協力・感染リスク低減支援金です。こちらですね、緊急事態宣言を受けて休業や自粛を余儀なくされた飲食店に道から2万5,000円1日当たるところに対しての上乗せだというふうに捉えているんですけども、こちら5月の緊急事態宣言が5月16日から末までと、そして6月、延長になりまして6月1日から20日までというふうな中で、こちら5月6月を対象とした上乗せなのか、それとも5月だけの上乗せなのかということをお聞きします。

あとですね、こちら支援のスピードですけども、あくまでも道のほうで2万5,000円を出すというふうに決まって、出たところに上乗せするということなのか。

その2点お聞きします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただ今の御質問にお答えいたします。

現状におきます緊急事態宣言、申請書といたしましては5月の分ということでまず示されているのと6月1日からの分ということで確かに二段階で示されているところです。現状におきましては、現段階についてその2つの分なのかということと、それぞれ考えているということではなくて、期間中に宣言中に休業されている部分についてですね、一括した形で考えているところではあるところなのですが、ただ実際ルールといたしましては緊急事態宣言が始まってから、通してと言ったら変な言い方ですけども、期間中ずっと休んでいる方が初めて対象となるということでもございますので、まずはその5月の分の休業協力を協力いただいた事業者の上乗せということで今考えているところでありまして。従いましてその6月分というところで行きますと、現段階においてはそのついでだっただけですね、道のほうのホームページも6月分についてはまだホームページでも示されていないものですから、今後その休業協力の全体の影響というのでも今商工会のほうからもどうするんだというようなことでいろいろ相談しているところでございますので、確定したことは今の段階では申し上げることはできませんけども、今後トータルで見た今後の休業期間中における影響額全体を見ながらまたその部分については対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

もう1つありました支給のあり方でございますけども、基本的には道のほうの認定がされたものをその証明の提示をいただいた段階で給付したいと考えています。その理由といたしましては、なるべく事業者に申請書類だとか添付書類だとかそういった事務手続き的なものを軽減したいというふうに考えておきまして、同じような書類を何度も出さなくてもよいように、道の申請がそこで通ってそしてそれが決定されたものを見て、そのまま町のほうで上乗せしたいと考えているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度お聞きします。

5月分6月分はちょっと別だというふうな捉え方は納得しました。こちら5月分に関しても電子申請もまだ始まっていない状況でして、確認するところ、申請してから約3週間から1カ月かかるというふうなことです。5月分がそういうことですので、6月分はまだ確定していません、金額も何も。ただ、話によるとだいたい5月と同じような状況ではないかと言われていています。6月分の申請が始まって支給までと言えれば8月くらいになってしまうと思うんですよね。この5月分6月分の中で、そこまで8月に5月6月の緊急事態宣言の休んだ支援金だというふうなことになるのか。その辺は課長おっしゃられたとおり申請の手間を省くというのは重々承知してはいますが、なかなかそこで5月6月分だよということで8月に支給されてもですね、なかなか業者というのは休んで日々売り上げがない中で困るというふうに思うのですが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、タイムラグが出るということも、これどうするんだということも商工会のほうからも言われておまして、この部分については先ほどのお答えと重なりますけども、今回の緊急事態措置でこうむる被害と言いますか、そういった減少額をどうするかということは、町長からも別に検討するよということとは指示を受けておまして、場合によっては6月議会でも提案させておられますけども、再度必要な措置について施策をまとめながら、またいろいろと予算提案させていただきたいというふうにも考えております。詳細についてはまだ具体的に言えませんが、そのような形で取り進めたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出9ページから12ページに及びます。

2款総務費、3項選挙費、4目町議会議員補欠選挙、こちらについてお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、提案理由の中で4月28日に公職選挙法に基づいて欠員の通知があったというところがございますが、本議案の提案に際して事情とか背景、簡単に言うと何があったんですかということですか。私が聞くのも何なんですけど、何があったんですかと。町として経緯等含めて把握していること、詳細についてお伺いをいたします。

2点目でございます。提案理由の中で、審決の採決がされていないというような御説明がございましたが、具体的にはどういうことなんですかと、いうところについてお伺いをいたします。また、これについての時期の見込み等についてどのような把握を持たれていらっしゃるのかお伺いをいたします。

3点目でございます。2款の総務費、選挙費でございますけども、こちら全て補正額として194万7,000円の計上がございますが、こちらについてはこの町議会議員の補欠選挙が執行された場合は、この費用を要する、必要だという理解でまずよろしいの

かという点の確認と、あわせて、この財源についての詳細をお伺いをいたします。また、これが仮に可決された場合でございますが、これはいつから実務というものに入っていくのか。言いかえればいつからこの費用を必要としていくのか、経費を使っていくのかという点についてお伺いをいたします。

4点目でございますが、こちらこの町議会議員の補欠選挙を執行するにあたって、この目の中でいわゆるコロナ禍における感染症対策というものについては織り込まれていらっしゃるのかどうか。その点と、この選挙を執行するにあたってのこのコロナ禍における感染症対策というものについてどのような見解を持たれた上での御提案なのかという点についてお伺いをいたします。

続きまして歳入でございます。

7ページ、8ページでございます。

20款諸収入、2項貸付金元利収入、1目民生費貸付金元利収入、3節社会福祉費貸付金元利収入滞納繰越分ということで、ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入滞納繰越分平成11年度1個というところで、42万3,000円の計上がございますが、こちら提案の内容、理由またその事情等についてお伺いをいたします。また本提案の後でございますが、今後の見通しや影響等についてもお伺いをいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、1点目について答弁をさせていただきます。

まず今回補欠選挙費の予算を挙げた経緯と言いますか経過という部分でございますけれども、今議員のほうからもありましたけれども、4月28日公職選挙法に基づく議員の欠員通知書というのが町議会のほうから選挙管理委員会のほうに提出がされたところがございます。それを受けまして、選挙管理委員会を6月1日開催をいたしまして、公職選挙法の第113条第3項に基づきまして、通常ですと町議会議員の欠員があった場合6分の1を超えない場合は補欠選挙を要しないのですが、今年は町長選挙が行なわれますので、その第3項に基づいて同時に補欠選挙を行なうということで選挙管理委員会の中で決定をいたしまして、この間6月8日付でございますけれども、この一般会計の補正予算、提出を行なったところがございます。

それで審決の採決の部分でございますけれども、6月11日に町議会のほうから議員の処分執行停止についてということで通知がございまして、現在欠員は生じていないという内容の報告でございますけれども、その中で執行停止の効力発生が令和3年6月11日、その執行停止期間は、審決申請に対する審決があるまでの間ということでございました。その時期の見込みというところでございますけれども、これにつきましては地方自治法の257条の中で審査の申し立てに対する採決、それは申し立てを受理した日から90日以内というふうに定められておりますので、その申請を受理した北海道ですね、のほうで90日以内に審決がされるのかなというふうには捉えております。ただきっちり90日ということではございませんので、最大8月中旬ごろまでの期間にはなるかと思っておりますけれども、今そのような考え、捉え方でおります。

あと補正の財源の関係でございますけども、町長選、町議会議員選挙同じですけども、これにつきましては一般財源ということになります。

今回の補正予算が議決された後いつから執行されるのかという部分でございますけども、実際この今町議会のほうから処分執行停止についてということで通知いただいておりますので、この執行停止期間中というのは当然補欠選挙についての執行はないのかな、出来ないのかなというふうには押さえております。

感染症対策の関係でございますが、昨年2年度からあるいは当初予算の中で、今年は町長選挙もございますし、あと衆議院議員の総選挙も予定されておりましたので、これまで例えば投票所で投票用紙を交付する際等々のときのパネルですとか、あと選挙従事者が使います手袋、消毒、あとは投票に来られた方の消毒液、そういったものは今準備をしているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは梅村議員の諸収入のほうの答弁を私のほうからさせていただきます。

こちらにつきましては内容ですけども、いわゆる滞納繰越額の確定によりまして予算計上しているものでございますけれども、内容といたしましては、元年度分の未納分が5万7,120円。そして2年度分の未納額として36万6,452円。あわせまして、42万3,572円の未納額、いわゆる滞納繰越額として3年度に徴収をしていく額になっております。こちらにつきましては、今現状残っているのはこれまでの積み重ねの部分が若干残っているんですけども、やはり冬期間の就業がちょっと途切れる間において、若干収納する期間がその部分なかなか納めていただくのが難しいというところがございます。今現状残っておりますけれども、こちらに対しましては常に電話連絡、臨戸訪問と言うんですか、常に情報を共有しながら納入に努めていただくよう努力しているところでございます。それで納めるにあたりましては、通常1.5カ月分から2カ月分くらい、夏場においてはできるだけ多めに納めていただきながら、この部分をなくしながら追いつくよう常に協議しながら進めているところであります。およそ1年分ぐらいが追いついていない状況になっているのかなと考えておりますので、何とか追いつくよう徴収努力はしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてのお伺いでございます。

2款の総務費の町議会議員補欠選挙の部分でございますが、3点目にお伺いした点でございます。こちら一般財源をもって執行する予定だということでございますが、御答弁の中で、いわゆる執行停止の期間中においては当然執行しませんということでございましたが、私がお伺いしたのは実務についてでございます。選挙も当然告事前にもいろいろ準備と言いますか、そういったものが必要となってくるというふうに思慮するところでございますが、先ほどの最大で8月中旬ころということでございまして、いわゆる町長選と同時に執行ということであれば、そこから仮にですよ、最大の8月中旬ころということであれば、そこから日もそうないというような実情がある中で、実務として執

行停止、審決の行方を見守りながら、最低でもいつの時点から町議会議員の補欠選挙に対する実務というものにあたっていかなければいけないのか。だから言いかえればその費用を必要としてくるのかという点をお伺いしてございます。

あと4番目にお伺いをいたしましたいわゆる感染症対策の部分についてでございますが、この補正予算の中、4目の町議会議員補欠選挙の部分全般については、これらについての対策等準備しているところということでございましたが、その準備に要する経費というものは計上なされていないということの理解でよろしいのか。それは改めてまた別の機会で補正等というお考えなのか、それとも他の款等でその辺の用意をしていくというお考えなのか、改めて詳細をお伺いいたします。

続きまして歳入の部分、5番目にお伺いした点でございますが、こちら御説明いただいたとおりの滞納繰越分でございますけれども、かなり長期にわたってこうした事態に陥っているというふうに理解しているところでございますが、これはこうした中で結局こうした事態に陥っている理由といたしましては、いわゆる行政実務におけるいわゆる過失というか落ち度というものは一切なく、単にこの制度を利用している方の問題だけだという理解でよろしいのでしょうか。改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうからまず1点目答弁させていただきます。

まず実務、実際準備を進めるにあたっての部分でございますけれども、先ほど答弁させていただきましたとおりの、予算の執行というのは出来ないものと考えておりますが、要は審決がどのタイミングで出るかによって結構タイトな日程になる可能性もございしますし、ある程度余裕をもって準備に入っていけるのかなというふうに今捉えています。ですからちょっと現時点としては、北海道がどのタイミングで審決を出すのかというところをちょっと情報収集をしながら対応をするしかないのかなと今捉えています。ただ当然町長選挙は行なわれますから、それに伴いまして、選挙事務の準備というのは当然進めていきますので、全てが費用がかかるわけではございませんので、段取り含めてそういったスケジュール間そういったところの準備、いつどのタイミングでなってもできるようにある程度ここでこうなった時はと想定をしながら進めてまいりたいというふうに現時点では考えております。

感染症対策の関係ですけれども、今回補正予算で挙げた部分の中では感染予防対策の部分については載せておりませんが、当初の中で町長選挙の予算も計上しておりますので、同時に行なわれれば一緒にやりますから問題ないと思うんですが、例えば仮に時期がずれるとかそういった事態があればまたその都度考えてまいりたいと思っておりますけれども、必要な部分についてはもうすでに衆議院選挙、町長選挙想定をして準備をしておりますので、特に大きなものは必要ないのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 歳入の部分についてお答えいたします。

相手に落ち度があるという言明等は私どものほうからは差し控えさせていただきますけれども、行政といたしましては当然納入されていない部分については適宜適切に納入の

御協力をお願いするよう協議をしておりますし、2年度におきましては当然納入の御協力をお願いするよう訪問ないし電話の実績に関しましては23回ほど連絡を常に密に取り合いながら、そのうえで生活を犯すまでのことのないような形で分納、いわゆるいかに未納額を減らしていけるかというのを常に協議をしながら御相談をさせていただき処理を進めているところでございますので御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは町議会議員補欠選挙費の部分について改めてお伺いをいたします。

こちらの審決の行方を見守り、様々なパターンを想定されながらという御趣旨の御答弁をいただいたところですが、これ審決が早く出るに越したことはないと思うんですけども、仮にそれが8月中旬目一杯かかってしまったといったときに、そこからいわゆる選挙の告示から投開票日までそう日がないということは私申しあげたとおりで、物理的にどのくらい前からどういう実務にあたっていかなければいけないのか。御答弁の中で全ての費用を要するわけじゃないという御趣旨のこともおっしゃいましたが、私がお伺いしているのは、ではその想定をいろいろしていく中で最低限の準備というものを物理的に間に合わせるためにです、していくために幾ばくかなりともそうした予算、経費を必要とするのかどうかという点です。仮に審決の結果によってはこの選挙ってものは執行されることがなかったとした場合でも、この一般財源を利用したこの準備というものが必要となってくるのかという点をお伺いしているんでございます。

続きまして4番目にお伺いした点の御答弁の中で、選挙の時期がずれるというような御表現をされましたが、これ私の理解の中では公職選挙法の中で、これその法に定められている欠員を生じない場合は補欠選挙を必要とはしていないと。しかしその間に町長選挙等あればそこにあわせていくことができますよというような理解ですので、審決の結果によって時期がずれるという可能性っていうのはあるんでしょうか。私はないのかなというふうに理解していたんですが、その辺について時期がずれるというものはどのような御見解からの御答弁なのかお伺いをいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 答弁をさせていただきます。

まず基本的に補欠選挙を行なう事由がなければ当然予算の執行も行なわないというのが基本でございますので、当然例えば選挙のポスター掲示場をどうするのかって問題も具体的にあると思うんですけども、それも実際いつ選挙を行なわなければならない、行なうようになるかっていうのが決まらないうちからそれを準備するということはできませんので、選挙がなければ予算の執行はないということになります。

もう1点時期がずれるの考え方なのですが、公職選挙法の第113条第3項がございまして。ここは通常最初の答弁で申しました6分の1以上欠員が生じなければ補欠選挙は必要ないというところなんですけども、その第3項の中でそれを例えば欠員の数が6分の1に該当しない場合でも、本町の場合でいきますと町長選挙が行なわれるとき、そういっ

た場合はその選挙と同時に補欠選挙を行なうとされているんですが、ただし書きの中で町で行なう他の選挙ですから今回のことと言うと町長選挙のことになるんですけども、町長選挙の期日の告示の前日、10日以内に議員の欠員の通知を受けた場合はこの限りではないというただし書きがございまして、これをそのまま置きかえていきますと、町長選挙の告示というのは8月23日で告示の前日10日以内という8月13日以降になるんですが、この8月13日以降に例えば議会のほうから欠員が生じたという通知を選挙管理委員会に出されたとしますと、このただし書きでいきますと、その町長選挙にあわせて補欠選挙を実施することができない、要するにこの限りではないというのは先ほど言った町長選挙と同時に選挙を行なうことができる、であって、ただしでこの限りではないですので、そうではないですとなりますから本当にその欠員の通知がどのタイミングで来るかによって今ちょっと説明させていただきました、ちょっと拙い説明で申し訳ありませんけども、町長選とは別に補欠選挙を実施しなければならないのかなというふうには解釈しているところです。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より訂正の発言が求められましたのでこれを許可します。

○総務課長（村本信幸） 大変申し訳ございません。先ほどのただし書きの解釈、私最後のほう誤っております、今回のケースでいくと町長選の告示8月23日として、その告示の前日10日以内に議員の欠員の通知を受けた場合はこの限りではないというところで、私先ほど町長選挙とは別に補欠選挙をしなければならないというふうなニュアンスで答弁させていただきましたが、正しくは、そういうことになった場合は、補欠選挙は出来ないという解釈でございますので誤っておりました。訂正をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号令和3年度本別町一般会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和3年度本別町一般会計補正予算(第4回)については原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第37号

○議長(高橋利勝) 日程第2 議案第37号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長(長屋和幸) 議案第37号 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ553万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,452万7,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金につきましては、人事異動によるもので、5ページに給与費明細書を添付しておりますので、内容は省略させていただきます。

3ページ、4ページにお戻りください。

6款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、4節共済費につきましては、共済組合負担率の改定によるものです。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金553万3,000円の減額補正は、歳出で申しあげました人件費等に係る一般会計費の繰入金でございます。

以上、議案第37号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については原案のとおり可決いたしました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第38号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第38号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 議案第38号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,666万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出であります。3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、2節給料26万9,000円の増額、3節職員手当等108万7,000円の増額、4節共済費22万9,000円の増額、下段の2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、2節給料375万1,000円の減額、3節職員手当等334万7,000円の減額、4節共済費106万8,000円の減額、18節負担金補助及び交付金2,000円の減額補正につきましては、人事異動等による調整によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段1、歳入の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金658万3,000円の減額補正は、歳出で説明しました人事異動等に伴う人件

費の調整によるものであります。

以上、令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 給与費明細書のところで、5ページになりますけど、補正後補正前ということで、職員数が1名減ということでこういう提案になっているかというふうに思います。この部分の今までもこういうことはあったとは思ってますけれども、職員数の補充というか補正前は6人だったところが5人になるということでの提案だというふうに思うんですけども、その辺についてはどういう対応を今後していくのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 今回の職員数の1名減というところでございますけれども、実際の勤務にあたっている方の人数に関しましては基本変わりはありません。いわゆる補助金の関係上、会計区分の異動によるものでありまして、実際の業務にあたる人数につきましては職場的には変わっていないということになっております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第39号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第39号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第39号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う勤務体制等の変更による人件費の調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,122万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費1節報酬214万3,000円の増額、2節給料306万2,000円の減額、3節職員手当等108万3,000円の減額、4節共済費78万9,000円の減額と18節負担金補助及び交付金3,000円の減額、飛びまして下段の2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、4節共済費30万7,000円の増額、18節負担金補助及び交付金1,000円の増額補正は、人事異動に伴う勤務体制等の変更などによるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。その他につきましては執行見込による調整であります。

戻りまして上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金253万8,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上、令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第40号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第40号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 議案第40号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ197万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,063万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段にあります2、歳出ですが1款1項簡易水道費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の増額については、人事異動によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

同ページ上段の1、歳入ですが、3款1項繰入金、1目一般会計繰入金197万7,000円の増額は、歳出で説明いたしました人事異動によるものです。

以上、令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第41号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第41号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第41号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整及び終末処理場機器の故障による修繕料の増額、更新機器の増に伴う社会資本整備総合交付金事業費の調整によるものです。

補正予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,330万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,825万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

下段にあります2、歳出ですが1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、10節需用費396万円の増額は、終末処理場の2号汚泥脱水機の現場操作盤内にある差速コントローラーが故障し、脱水機が運転停止中であることから、差速コントローラーを修繕するものであります。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の増額は、人事異動によるもので6ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

14節工事請負費2,400万円の増額は、本年度更新予定のシーケンスコントローラー盤の関連機器であるリレー盤が不調になり、追加でリレー盤を更新するため増額するものです。この機器につきましては、令和4年度に更新を予定していた機器で、平成2年度に設置し、すでに31年経過しているものであります。

上段の1、歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金、1

節下水道費補助金 1,320 万円の増は、歳出で説明いたしました機器更新の増に伴う社会資本整備総合交付金の増額によるものです。

4 款 1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 930 万 4,000 円の増額は収支の調整によるものです。

7 款 1 項町債、1 目土木債、1 節下水道債 1,080 万円の増額は、歳出で説明いたしました機器更新の増額に伴う起債対象額の増によるものです。

3 ページにお戻りください。

第 2 表地方債補正 1、変更。内容といたしましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。公共下水道整備事業の限度額 4,840 万円を 5,920 万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出地方債補正一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 41 号令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 42 号

○議長（高橋利勝） 日程第 7 議案第 42 号令和 3 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第42号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開き下さい。

収益的収入及び支出。第2条令和3年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は474万7,000円減額補正して、収入の総額を1億4,377万4,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は474万7,000円減額補正し、支出の総額を1億4,377万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書中6,959万3,000円を6,903万6,000円に、6,720万1,000円を6,664万4,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は55万7,000円減額補正し、支出の総額を8,637万2,000円とするものです。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事異動に伴う人件費の調整によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人事異動に伴い530万4,000円減額補正し、2,945万1,000円に改めるものです。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を474万7,000円減額補正し、1,678万8,000円に改めるものです。

以上、令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを

採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号令和3年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第43号

○議長(高橋利勝) 日程第8 議案第43号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長(松本秀規) 議案第43号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の調整と国の新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に係る事業追加及び特別減収対策企業債の繰り上げ償還に伴う経費の計上が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を144万7,000円増額し、収益の合計を11億7,081万3,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を41万2,000円、第2項医業外費用を2万3,000円増額し、費用の合計を12億3,185万4,000円とするものであります。

第3条資本的収入および支出であります。予算第4条本文括弧書中3,183万7,000円を4,083万7,000円に、3,167万7,000円を4,067万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入、第8項国庫補助金を189万5,000円増額し収入合計を5,784万円に、支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費を189万5,000円、第2項企業債償還金を900万円それぞれ増額し、支出の合計を9,867万7,000円とするものであります。

第4条の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を41万2,000円増額し、8億146万3,000円とするものであります。

2ページの第5条他会計からの補助金ですが、退職手当組合事前納付金を6,000円減額し619万5,000円、基礎年金拠出金公的負担経費を9万8,000円増額し、737万1,000円とするものであります。

次に、5 ページ、6 ページをお開きください。

補正予算説明書でありますけども、収益的収入及び支出の下段の支出から御説明いたします。

収益的支出。1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 4 1 万 2,000 円の増額ですが、1 節給料から 5 節法定福利費までは人事異動及び負担金の負担率変更等による増額となっております。

なお、給与費の増減の内訳は 9 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

第 2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2 万 3,000 円の増額は、本年 3 月に借入しました新型コロナウイルス感染症による特別減収対策企業債の繰り上げ償還に係る補償金を計上したものです。

戻りまして、上段の収入、1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計補助金 9 万 2,000 円の増額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるもの、6 目その他医業外収益 1 3 5 万 5,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金事業として交付される補助金 3 2 5 万円のうち、マスク、消毒液等感染防止対策用の診療材料費への充当分を増額するものです。

次に、7 ページ、8 ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、これも下段のほうから御説明申し上げます。下段の支出であります。1 款資本的支出、1 項建設改良費、3 目固定資産購入費 1 8 9 万 5,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金事業としまして、感染対策用備品のクリーンパーテーション、空気清浄機、加湿器を購入するものであります。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金 9 0 0 万円の増額は、当年 3 月に借り入れしました特別減収対策企業債につきまして、借り入れの前提となります年度末での資金不足の状況を計算したところ資金不足を生じなかったことから繰上げ償還する必要があるため借入額を計上したものです。

戻りまして上段の収入、1 款資本的収入、8 項国庫補助金、1 目国庫補助金 1 8 9 万 5,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金事業による備品購入に充当するため、同額を増額するものです。

以上、令和 3 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第44号

○議長(高橋利勝) 日程第9 議案第44号本別町老人福祉センター設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○保健福祉課長(中川雅之) 議案第44号本別町老人福祉センター設置条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染防止対策として、老人福祉センター内に開設している老人専用浴室を旧養護老人ホームに移転することに伴い、条例を改正する必要性が生じたことから提案するものであります。

それでは、条例の案文を朗読し、提案とさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例。

本別町老人福祉センター設置条例(昭和55年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「本別町北1丁目4番地27」を「本別町北1丁目4番地27本別町向陽町23番地1(老人専用浴室)」に改める。

附則。この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則に定める日から施行する。

以上、議案第44号本別町老人福祉センター設置条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番(大住啓一) 条例の一部改正について今説明がありましたが、難しい言葉ばか

りでわかりませんもんですから、かみ砕いてお知らせいただきたいと思います。

これは今の中央公民館の1階部分と言いますか、そこにある浴室と言いますかね、その部分を向陽町の特別養護老人ホームの同じ建物沿いと言いますか、昔で言う養護老人ホームですか、その部分に風呂を移設するということなんですか。そして今の部分はどのようなふうな扱いにするんですか。

今の部分をどういった扱いにするのかということと、向陽町にもっていったときに、それを一般の人たちも使えるのか、障がいのある方たちが使っているのか、今どういう使い方をしてる、そのまま使えるのか、また町民の人たち私たちが行ったときに使えるのか。その辺の考え方をどのようになっているかお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは答弁させていただきます。

まず1点目の現在の公民館の下の浴室でございますけども、こちらにつきましては3月の補正予算計上時にも説明をさせていただいたところでございますけども、あそこにおきましては、社会福祉協議会におきましてデイサービスを今運営をしております。そちらの入浴はそのまま継続をしていただきまして、いわゆるそちらの入浴との利用者との密を避けるという観点から老人福祉センターの入浴に関しては旧養護老人ホーム、昔養護老人ホームを運営していた箇所いわゆる開設をするということで、今動いているところであります。

利用者の範囲につきましては、こちら老人福祉センター設置条例の第5条に利用者の規定がございまして、本別町に住所を有する60歳以上の方と、その付き添いの方という形で定めさせていただいております。今現状として、登録をいただいている方に関しましては、男性が13名、女性も13名。日の大体の平均利用に関しましては、男性でおよそ6人程度、女性につきましては11人程度の御利用をいただいております。今現状同じような利用の形態で場所をかえさせていただくというふうに進めております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 風呂一つのお話してもですね、私どもの家庭にある風呂と違ってあちこちにあつていろいろ条例だとか使い方があって、なかなか担当担当で大変だと思うんですが、かみ砕いて言いますと、本別町には公衆浴場が今ございません。その部分を向陽町の新しく持ってったところにも使えるんですか、料金をいただくようにするんですか、公衆浴場と同じような使い方を今残していく公民館のほうでもできるんですかということをかみ砕いてお知らせいただきたいということなんです。理解できましたか。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 答弁させていただきます。

まず公民館のほうにつきましては、いわゆるデイサービス、介護サービスになりますので要介護認定だとかを受けてサービスが必要な方が利用するという形になります。向陽町に移ります浴場につきましては、北海道の公衆浴場法施行条例の第2条第2号に規

定される福利厚生浴場という形になります。こちらにつきましては、地方公共団体が特定人の福祉または福利厚生を目的として設置する入浴施設という形になりますので、いわゆる高齢者に対して利用していただく、いわゆる若い方だとかという方は利用は出来ないよという形になります。料金につきましては老人福祉法に基づきまして、老人福祉センターの利用は原則無料という規定がございますので、無料で今までどおり利用していただくという形になります。以上答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 3回目だね。きちっと説明していただいて私が能力ないからついていけないんですけども、中央公民館の分は公衆浴場と同じ扱いにするってことなんですか。違うんですか。向陽町のほうは公衆浴場と同じ扱いにするってことなんですか。違うんですか。料金いただいてやる所はなくなるということですか。公衆浴場は本別町から消えてなくなっているということでもいいんですか。今回条例改正までして、社会福祉協議会でどうのこうのってそこをわかりやすくしていただかないと。風呂がなくて風呂を使っている人たちが今、デイサービスも一緒にやっているところで相当危険な状況の中で使っていると。それで向陽町に持っていくというのは、それはそれで結構なことなんです、一般的に家庭に風呂がないとか風呂が壊れてるとかということになれば、この規模の町で公衆浴場がないっていうのは本別町くらいなんです。それどういうふうにお考えになって見通したかってことを聞いている。それをわかりやすく説明してくださいってことなんです。ですから、公衆浴場法でいうそれは一切ないんですと。料金をもらわないけど入っていただくのは構いませんとか、そういう答弁になってくるとか。それを整理しながら私どもにわかるように言ってくださいということ。わかりましたか。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 答弁させていただきます。

公民館のほうは、いわゆる公衆浴場法の公衆浴場ではなくなります。いわゆるサービス事業者の利用者に対するお風呂という形になります。向陽町のほうにつきましては、先ほどから申しあげておりますとおりいわゆる公衆浴場法に位置づけはされる公衆浴場にはなってまいります。ただ、利用の規定としては町民すべからく全員が利用できるっていう公衆浴場ではございませんで、いわゆる高齢者ですとかいわゆる体に支障がある方ですとか、いわゆる低所得の方、先ほど申し漏れておりましたけれども老人福祉センター設置条例の第5条には、60歳以上の方及びその他町長が適当と認めた方という規定もございますので、本当にお風呂がご自宅で利用できない方ですとかというのは、そちらの向陽町の利用は可能となってくるケースも出てまいりますので、いわゆる公衆浴場がなくなったという訳ではなくて、いわゆる公衆浴場法の公衆浴場の許可は道のほうからいただいて営業を開始する、無料にはなりますけれども営業を開始するという形になってまいります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号本別町老人福祉センター設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号本別町老人福祉センター設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第45号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第45号辺地総合整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第45号辺地総合整備計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項、第4項及び第5項に基づき、あらかじめ知事との協議のうえ、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町西美里別辺地は、令和2年度で計画期間が終了したことから、今期令和3年度から令和7年度までの5カ年計画を新たに策定し、道と協議中のところ、5月10日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案第45号の次のページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。

本別町西美里別辺地でございますが、1、辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、次のページの別紙に記載のとおりであります。各事業の概要について説明をさせていただきます。

別紙1、道路でありますが、①負簞西4線道路道路改良舗装事業、延長3,600メートルは、一般道道勇足本別停車場線及び一般道道美里別本別停車場線までつながる主要町道で、計画年度は令和3年度から令和7年度であります。

②の活込30号道路道路改良舗装事業、延長1,100メートルは、一般道道美里別本別停車場線から130メートル地点の砂利道を起点とし、町道活込西32号道路との交差点を終点とする主要町道で、計画期間は令和3年度から令和7年度であります。

③の橋梁長寿命化補修事業は、平成24年12月に策定し、平成31年2月に更新いたしました本別町橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修、架替を行なうことで、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来に渡り安全、安心な道路網の確保をするものであります。

2、通学施設でありますが、①のスクールバス購入事業、美里別西線は、平成8年度に更新した車両を使用しておりますが、今後の維持費用の軽減と安全運行を図るため、本計画期間中に購入するものであります。

次に戻りまして3、公共施設の整備計画であります。施設名道路、負簞西4線道路道路改良舗装事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は2億5,850万円、辺地対策事業債の予定額は1億70万円とする内容でございます。下段の施設名道路、活込30号道路道路改良舗装事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は1億4,800万円、辺地対策事業債の予定額は5,640万円とする内容でございます。下段の施設名道路、橋梁長寿命化補修事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は9億450万円、辺地対策事業債の予定額は3億780万円とする内容でございます。下段の施設名通学施設、スクールバス購入事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は1,000万円、辺地対策事業債の予定額は620万円とする内容でございます。

合計事業費は、13億2,100万円、特定財源8億1,471万円、一般財源5億629万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は4億7,110万円とする内容でございます。

以上、議案第45号辺地総合整備計画の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号辺地総合整備計画については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第1号

○議長(高橋利勝) 日程第11 発議第1号本別町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫議員御登壇ください。

○10番(阿保静夫)〔登壇〕 発議第1号本別町議会会議規則の一部改正について。

本別町議会会議規則、昭和62年議会規則第1号の一部を次のとおり改正するものとします。改正案の朗読を主体に説明をしたいというふうに思います。

本別町議会会議規則の一部を改正する規則。

この中で第2条第1項については、3行目ですね、欠席等の届けに関する中身です。その次の4行目の後ろのほうですが、同条第2項は活動できない旨の届出に関することです。その下の8行目、第89条第1項は請願書の記載事項についてです。

それでは内容を読み上げて説明にかえさせていただきます。

本別町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」の前に「前項の規定にかかわらず、」を加え、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由については、標準町村議会会議規則の改正に伴い、産前産後休暇の取り扱い及び請願書の記載事項を変更するために提案をするものです。

皆様の御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号本別町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号本別町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第2号

○議長(高橋利勝) 日程第12 発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

梅村智秀議員御登壇ください。

○3番(梅村智秀)〔登壇〕 それでは、発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、提案理由の説明、内容等の御説明をいたします。

提案理由でございますが、昨年1月頃よりコロナウイルスが猛威を奮い、現在においても先行きが見通せないコロナ禍である状況下、本別町でも一丸となってその感染拡大防止と経済の活性化に努め、町民を誰一人取り残さないための対策を講じる必要がある。町議会としても具体的提案を行なうとともにその財源についても確保をし、実現可能な提案の機会とするため、厳しい町財政を鑑み、本議案を提案いたしました。

具体的な内容といたしましては、議長月額29万2,000円を月額23万3,600円に改め、5万8,400円を減額。副議長月額23万円を月額18万4,000円に改め、4万6,000円を減額。委員長4名分月額20万4,000円を月額16万3,200円に改め、各人4万800円を減額、4名分計で16万3,200円を減額。議員6名分月額18万5,000円を月額14万8,000円に改め、各人3万7,000円を減額、6名分計で22万2,000円を減額。

月額の影響額見込みといたしましては、48万9,600円となり時限立法であるため、令和4年3月までの残期間9月分といたしまして、影響額は440万6,400円となります。

続きまして、令和3年12月支給予定の期末手当分影響額です。

議長61万3,200円を49万560円に改め、12万2,640円の減。副議長48万3,000円を38万6,400円に改め、9万6,600円の減。委員長4名分各42万8,400円を34万2,720円に改め、各人8万5,680円の減、4名分合計で34万2,720円の減。議員6名分各38万8,500円を31万800円に改め、各人7万7,700円の減、6名分計で46万6,200円の減。

期末手当分の影響額見込みは102万8,160円となります。

本提案の全体の影響額見込みといたしましては、543万4,560円の歳出減となります。

ます。

それでは、括弧書きの朗読は省略の上、案文の朗読を行ないます。

議員報酬の減額支給に関する条例。

目的。

第1条、長期化し、国難ともいえるコロナ禍において、本別町にて感染症予防対策を講じるための財源を確保することを目的とする。

議員報酬の額。

第2条、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、昭和46年条例第3号、第2条の規定にかかわらず、それぞれ20%の額を減じた額とし、その額は、それぞれ次のとおりとする。

議長、月額23万3,600円。副議長、月額18万4,000円。常任委員長、月額16万3,200円。議員、月額14万8,000円。

支給の期間。

第3条、前条の規定により報酬を減額する期間は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までとする。

附則。

1、この条例は、令和3年7月1日から施行する。

2、この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

昨日の一般質問を拝聴していても、コロナ禍における厳しい現状と本町においても多くの課題が存在していることについて、認識の相違はないものと考えております。コロナ禍のもと経済がまわっていない、オンラインで面会ができる。これは移動の自粛や接触機会を減らすものであるというふうに理解しております。交付金の利用は勿論のこと、町独自の支援も。また、児童の学習環境の整備を。などなど多岐に渡るものであります。町議会においては、提案することはできても執行権がない。しかし、我々には成功体験があります。昨年5%の削減、本年3月までの時限立法ではありましたが議員報酬削減の条例案を発議し、制定。実質上、その動きに町長ら特別職もこうせざるを得なくなり、一定の財源確保を行ない学校への自動水栓の設置などを行ないました。児童からいただいた感謝の手紙は今でも心に残っております。私自身、議員協議会等で幾度か本年3月に期限を迎えるこの議員報酬の削減条例につきまして、議員の皆さんで新たな議論をと呼びかけてきたところであり、本日この時この場所をもって改めて御賛同いただき、町議会としてさらなる具体的提案とその実現に向けての御賛同をいただきますよう申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 何点か御質問いたします。

まずですね、第2条の中それぞれ20%の額をとありますが、この20%という根拠をお知らせ願います。

もう1点です。再三梅村議員は、こういった発議をされる中で正直誰一人賛同者がい

ないという現状の中、今回は可決するんだという何か取り組みがあったのかないのかをお聞きします。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 柏崎議員の御質問に、質疑に対してお答えを申し上げます。

まず1点目のお伺いでございます。20%削減のこの考え方の根拠についてのお伺いだというふうに理解してございますが、こちらにおきましては例えばでございますけれど国会であったり、地方議会においてであれば都議会であったりとかそういったところを参考にしたという部分もございまして、また議員報酬っていうものの考え方においては、私自身は役務に対する対価である、そういった報酬っていうふうに理解してございますが、実質上生活給と言いますか、そういった給料というような位置づけをされている方がもしいらっしゃったところを鑑みてですね、そういった場合がもしあった場合、削減額の金額について御理解をいただける範囲は20%かなというふうに思慮したところでございます。

また2点目の伺いでございます。再三ということでもございました。誰一人の賛同を得られなかったということでもございますが、これ私自身の認識といたしましては、昨年制定されました5%の削減の条例案というものについても、端緒を切ったのは私であると考えてございます。その後私の発議をもってそれは否決されましたが、それを持ち帰られて皆様で御協議をいただいて5%の削減案というものを発議されたという経緯もございまして、やはりこうした投げかけをしていくということ自体の中で、皆様に考える機会というものを付与できたのではないかとこのように考えるところもございまして。

またこれまで取り組みをしたのかということでもございますが、提案理由でも述べたとおり、複数回この3月を迎える前もそうですし迎えた以後においても、皆さんでこれどうするんですか、考えませんかということの投げかけはしてきたというふうに考えてございますので、それをもって1つの取り組みだというふうに理解しているところでございます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点目につき再質問させていただきます。

国会議員や県議会、道議会いろんないわゆる政治家という方々が20%、僕もいろんなサイトとかで見るとは思いますが、様々なパーセンテージで削減してると思います。5%、10%、20%と。そういったところで国会議員とかっていう名前が出てきたんですけども、我々は町議会議員です。真似をするっていうことにはならないのかな。町議会には町議会議員のやるべきことというものがあるんですが、何が言いたいかってことはこの20%を示した根拠には全くなっていないということなので、もう一度お知らせ願います。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 根拠っていうものについての定義でございますけれども、これは考え方の根拠っていうようなお伺いと私は理解した上で御答弁を申し上げたところでございますが、考え方の根拠は私の内心でございますので、柏崎議員が賛同いただけるかい

ただけないかというところについては私ははかりかねるところでございますが、私が考え方の根拠といたしましたところは、国会ないしは地方議会の1つであります東京都議会とかそういったところを例としたと。また先ほど述べたとおり、議員報酬の考え方については私自身は報酬だと、役務に対する報酬だというふうな理解をしてございますが、一部考え方によっては給料とみなしている方もいらっしゃるかもしれないというところを考慮したというふうに述べたところでございますので、これは私の考え方の根拠ということでお答えをしたところでございます。不足であれば、改めての伺いをいたしたいところでございます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 考え方ですのでこれ以上のことは聞かないんですが、先ほどから言われているように、報酬は生活給じゃない。確かに学者が言っています。そのとおりだと私も思っています。が、このコロナ禍の議員削減と報酬が生活給じゃないということは一緒にはならないと考えますがいかがでしょう。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） ただ今の再質疑でございますが、このコロナ禍と議員削減ということでございましたか。もし議長にお許しをいただけるのであれば、正確な答弁をするためにですね、議長の特別のおはからいをもって改めて柏崎議員に質疑の機会を、再質疑の機会を与えていただければというふうに考えるところでございます。こちら議事進行に関する発言というところで受けていただければと。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 私が申したのは、今回この発議となる議員報酬の減額支給に関する条例の中で、先ほど梅村議員が言った議員の報酬は生活給じゃないんだということの理由というのは何ら関係性がない発言だということで思っているものですから、いかがですかという質問をしました。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） なるほど。そこの答弁の部分に関してでございますが、私自身は20%、過去に40%の削減案というものも提案したことがございまして、私自身はやはりあの目的がですね、町や町民の皆様のためにコロナ対策をしていく、経済をまわすためにもこういった対策をしていくために、多額の財源確保、多ければ多いほどいいというふうに考えてございます。しかるに、皆様方から御賛同をいただくためには、役務に対する対価という考え方であれば、当然このコロナ禍において議会議員としての活動の制限を受けているところがございます。例えば情報公開の部分についても、見せなければいけない、伝えなければいけないものを例えば傍聴に対しても制限をせざるを得ないとかですね、例えば個々人の政治活動においてもこうした緊急事態宣言下のもと、やはりどうしても制限を受けざるを得ないとかですね、そういったところがある中で、やはりその議会議員としての活動についても一定の制限を受けているという部分がございます。そういった中で私自身の考え、個人的な私見といたしましては、削減額、率については多ければ多いほうがいいというふうに考えてございますが、ここで生活給と考え

ている議員がもし仮にでもいらっしゃれば、いらっしゃった場合はその削減額が、率が多ければその方の生活に支障が出るという理由で、趣旨には賛同するが額によって賛同できないという方がいらっしゃる可能性がある。またそこの考えに至った根拠というのは、昨年5%の削減については皆様御理解をしたということでございますから、ここは趣旨、考え方ではなく、削減額とか率なのかなと思慮したところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 発議第2号に関して、反対の立場で討論させていただきます。

まずは、報酬の減額に対してですが、反対という訳ではありません。国の議員、道の議員、20%削減されている、10%削減されていると思いますけども、様々な立場でコロナに立ち向かっていると思います。国難というならば、国が全てを支援するべきだとは思いますが、そうもいかない現状があります。国では賄えないところを道が、道が賄えないところを町が、市が、村がやっていかなければならないという現状の中、例をあげれば今回の緊急事態宣言で休業や自粛を余儀なくされている飲食店、この緊急事態宣言で休業自粛されている飲食店には道から2万5,000円の1日お金が支給されます。ただ、この2万5,000円というのも本別町の中では、7万5,000円まであるんですけども、ほぼほぼ2万5,000円の中で終わっています。ていうのは、2万5,000円以上もらえるところというのは、昨年一昨年の5月の売り上げが1日8万3,330円なければなりません。本町の中ではそれを超える店はほぼほぼありません。ということは、本町の中で売り上げが低かろうが多かろうが一律2万5,000円です。その差を埋めるべく、本別町としては考え、そういうことに対応しなければならないということがございます。これが町の議員、もしくは町の行政のやるべき仕事だと思っています。

そして再三申しますが、議員の仕事は自分の報酬を減らすことが第一じゃありません。我々は町民の意見を聞き、今何が困っているのか、何をしなければならぬのかを的確に見極めて町に進言していく。そして形にしていくということが仕事だと思っております。そういうことで、今回の20%の削減ということには反対という立場で討論させていただきます。

議員諸兄姉の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に反対の立場で討論をさせていただきたいと思いま

す。

4月27日の臨時会の後に、議会運営委員会を開催して、令和2年の6月から令和3年3月までの10カ月間、議員報酬を5%の削減をしてきた。これについては理事者の皆さんも同調していただいたということで、この議運においては一定の評価ができるというふうに総括をしたところですが。もし今後著しくあわせてですね、同時に言われたのは、もし今後著しく状況が悪化すれば議員の皆さんに対応を改めて諮ろうじゃないかという話も経過の中でされております。それと同時に先ほどもありましたけれども、我々議員の務めとしては政策提案をしていくことも非常に重要なことではないかということも、この議運の中で話し合われたところです。その結果5%の削減を継続するのではなく、一応は終了すると。そのことをそののちの議員協議会でも報告をしたところです。

本来議員報酬の削減については、議員全体の議論を経たうえで諮られるものです。先ほど何回か提案しているというお話がありましたけれども、全体の話し合いという立場での提案ではなかったのではないかなというふうに思います。そういう全体の話し合いの経過もなしにですね、発議されることはあまりにも唐突ではないかというふうに私は感じているところです。さらに先ほどお話もありましたけれども、以前は40%削減ということも含めて20%削減なども提案をされてきたという経過もあります。この辺についても先ほどの説明では十分に理解できない部分があります。4月27日の議運、その後の議員協議会において協議したところ、町への政策提言などを含め、本町のコロナ対策について議会として提案することなどを皆で確認をし、現在そのように進んでいるところです。また、現在議員会としてですね、一定の額をカードにチャージをして商店街に少しでも寄与しようということを決めているところです。議会としては以上のことを総合的に進めることも重要だというふうに思っております。よって提案されている発議第2号には反対の立場を表明したいと思います。

議員諸兄姉の賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者1人。

よって起立少数です。

お座りください。

したがって、発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定については否決されました。

○議長（高橋利勝） 日程第13 意見書案第3号地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○9番（方川一郎）〔登壇〕 意見書案第3号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

この議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を朗読し説明にかえさせていただきます。また、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、

より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6、会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

なお、提出先であります。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）であります。

議員各位の御賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず4番目の記載でございしますが、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については以降でございします。

こちら目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなどという部分、特にこの一定のカスタマイズを可能とするなどという部分でございしますが、具体的に何を求めているのかという部分について、平易に説明を求めるものでございします。

また、2点目でございします。この意見書案というものでございしますが、当然我々住民の代表である議会議員が国に対して意思表示を行なうものであり、これにおいては住民の代表だという観点から議会議員の意思表示、単なる議会議員の意思表示とか議会議員間の問題にとどまらないものだというふうに私自身は認識しておりますが、これこそ議員、議会全体での事前の協議等を経て提案されるのが適当であるというふうに、これ私自身

の考えというよりはそういった考えを有している議員がいらっしゃるというふうにこれまでの議論の中から私自身感じているんですが、提出者においてはその辺の部分についてはどの様な認識を持っていらっしゃるのか。要は議論が不足しているのではないのかと。この本会議場にいきなり議会議員全員の協議がないまま提出されるということは、先ほどの議員のお言葉をお借りすれば、唐突ではないかというような御見解を持たれる議員がいらっしゃるのではないかというふうに思慮するところでございますが御見解をお伺いします。以上2点。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 4つ目の関係でありますけども、この2021年9月ということで総合調整機能を有するデジタル庁を設置するということでありまして、市町村を通じて一定程度のマイナンバーカードなんかは取り組まれているところであります、実態として。社会がデジタル化推進ということで、その費用も2,000億円を計上している中であります。そういうことで、自治体が地方単独事業として構築していた多くのシステムが逆に大きな中央でのシステムで大きく変わると。それぞれの自治体で今まで構築していた部分が使えなくなるというよう、不自由になってくるということもあるわけですし、そういった面で標準化をすることが果たしていいものかどうかということも一方あるわけですが、こうしたことによって大きな企業、IT企業等がそういった意味での集中的にそういった業務を一括全ての地方自治体等々の分を集中して管理するような状況も一方で発生するということが本当にいいのかわかっていう部分もあるわけですし、そういったことも含めて1つの大企業がそういったことの部分を集中的に管理する状況が果たしていいのかわかっていうことをやはりしっかり考えていただくことが必要かなというふうに思います。

意見書の提出に関係する部分でありますけれども、これは確かに議員全員に諮って云々というそういう町村もないわけではありませんけれども、議運とも含めて全員協議でそここのところ認められて提出する議会もあるとは聞いていますけれども、私どもの議会は当然そういう意味では意見書提出する分については、当然議運にもかかってくる。あるいはそこで判断して議員の後刻回覧というやり方もあるし、各委員会で出すというような方法も取っているわけですし、それには、私どもの議会はそれなりの賛同者も募って提出しているところでありますので、そういう意味では十分全議員に行き渡っているかわかっていう議論になってくると、そここのところには梅村議員のいう唐突にこここのところぽんと出てくるという印象はぬぐえないのかもしれませんが、ある意味そういうところの賛同者は募って提出しているという経過もあります。そういう意味ではある程度の賛同者の人数は署名をいただいているところでありますし、当然言うなれば議員の秩序として6人も7人も署名をもらえればそれで実際とおってしまったような形になるかもしれないんですけども、そういった形はなるべく避けるというようなやり方しているわけですし、そういうことを考えつつ意見書を提出しているという現状にあるということでもあります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目にお伺いした点再質疑でございますが、御答弁からこのデジタル・ガバメント化、これの推奨、いわゆるシステムの標準化について、こちらに対してのそもそもの疑義があるというふうな、どうなんだというお言葉を何度か発していらっしゃったので、そもそもそれ自体に対していかがかってという疑義を呈したいのか、文面からそのようにちょっと考え受け取ることが出来ず、これについての推奨について、一言で言えばより柔軟に対応してくださいよというような趣旨が前段なのかなというふうに私自身は理解しているんですが、ただいまの御答弁からですと、このシステムの標準化自体についての疑義があるというふうな受け取りも出来たものですから、その辺についての御見解を改めてお伺いいたします。

また、特に私がちょっと理解が及ばないのがこの目標時期の延長や、これはわかりません。その後段のより柔軟に対応すること、これもわかります。その間の4番項の2行目から3行目に渡る一定のカスタマイズを可能とするなどの部分がちょっとその私の理解が及ばないものですから、特にこの一定のカスタマイズを可能とするというのは、具体的に何を求めているのか、この辺について平易に御説明を願うものでございます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） ちょっと説明不足だったのか、そこら辺はある意味私の言いたいのは、4行目にもあるんですけども、やっぱりその標準化っていうカスタマイズの関係でいきますと、それぞれの自治体の取り組んでいる特色があると思います。それに合わせたことも必要ではないかということの意味でもありますし、また4行目の部分については、やはり先ほども申し上げましたけれども、大手企業がある意味独り占めをするというような状況、管理をするですね、そういったことが一方で出てくるということもやはりそういうことではやはり今のどンドンそういうことが進んでいくとそれはそれで問題であるのではないかということでもありますし、やはりそういう意味ではそれぞれ地方自治体のそうしたニーズに合わせた取り組みも一方必要ではないかということの意味があります。

それと……。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁終わりました。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 一定のカスタマイズを可能とするという部分の理解ですが、ただ今の御答弁から、平易に表現をすると、いわゆる各自治体の特色等にあわせて柔軟に配慮してくださいよと、そういったところを尊重してくださいよという理解でよろしいですか。私はそういう理解をしたんですが、このじゃあ案文としての表現ですけども、いわゆる一定のカスタマイズを可能とする、いわゆる英語であったり和製英語であったりというものを多用するようなもの、本町においてこういったものが適当か。内容という

よりは文面についてこれは適当だからこの言葉を採用したという理解でよろしいですか。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 先ほど説明したとおり、各自治体の特色に合わせたという部分については、梅村議員の理解された内容で結構かなというふうに思います。

それとこういうカタカナ並びはそういう意味ではちょっと配慮が足らなかったのかなという部分もありますけれども、そういう意味でただ今説明をさせていただきましたけれども、そういうことで一定程度の御理解をいただいて説明とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから意見書案第3号地方財政の充実・強化に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号地方財政の充実・強化に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第4号

○議長（高橋利勝） 日程第14 意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男議員、御登壇ください。

○8番（黒山久男）〔登壇〕 意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。なお括弧は省略をさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については「検討」とどまっています。また、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことは必要です。

2021年3月に文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.71%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い19.10%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤

廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出します。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）、内閣府特命担当大臣（規制改革担当）でございます。

以上、提案といたします。皆様の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第5号

○議長（高橋利勝） 日程第15 意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

山西二三夫議員、御登壇ください。

○7番（山西二三夫）〔登壇〕 意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提案説明は案文の朗読によってかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進

める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは2点お伺いいたします。

1点目でございますが、1番の2050年カーボンニュートラルの実現でございますが、具体的にはどのようなことなのかについてお伺いいたします。

2番目でございます。ICT等の活用による林業イノベーションの推進でございますが、こちらも具体的にはどのようなことを求めているのか。

以上2点お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 山西議員。

○7番（山西二三夫） それでは1点目のですね、ちょっと言葉がうまく回らないんですけど、カーボンニュートラルのということですが、これは脱炭素社会の実現に向かっ

てという言葉に私は理解しています。もう1点ですね、イノベーションの推進ってことはですね、林業産業というのは結構3Kと言われるほどなかなか厳しい労働力が必要ということで、ここをですね機械化による、ドローンですか、ああいうものを使って測量をすとか、そういうことで労働力の軽減を狙ったものであります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目のお伺いですが、カーボンニュートラルっていう部分について御答弁いただきましたこの2050年カーボンニュートラルの実現っていう部分についてももう少し具体的にお伺いいたします。

2点目ですが、ICT等の活用による林業イノベーションの部分でございます。具体例としてドローンを利用した、いわゆる労働力の省力化というようなことをおっしゃっていらっしゃると思いますが、当然このドローン等を利用したいいわゆるその境界値の計測であるとかそういったこともございますが、その他これ林野庁が示されていること全般について申してるという理解でよろしいのか。事例として1例しか挙げられませんので、その辺について御認識をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 山西議員。

○7番（山西二三夫） これ以上は詳しい説明は私のほうからはあれなんですけど、脱炭素ということを1つの目標としている中のことでございます。

もう1点ですね、林業関係の作業というのは非常に厳しいものがありまして、測量だとかはドローンを使うとか、あるいは機械化してなるべく手間をかけないように、3Kと言われることを少しずつ解消して労働力を確保していくというのか、人材育成を図って、それだけの、だけのと言ったら失礼ですけど、私の知ってる中ではそうだし、梅村議員も森林組合の理事さんやられてるのでここら辺十分わかってるかと思っておりますけど、私の説明する範囲ではそれ以上、あとはこの案文を読んでいただいてですね、説明を受け賛同いただけるかどうかということでよろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化

を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16

○議長（高橋利勝） 日程第 16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定によってお手元に配布した所管事務の調査事項について閉会中に継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続審査の申し出は申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第 17

○議長（高橋利勝） 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 18

○議長（高橋利勝） 日程第 18 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 129 条の規定によってお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りします。
本定例会に付されました事件は全部終了しました。
会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
会議を閉じます。
令和3年第2回本別町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時50分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 6 月 1 7 日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 石 山 憲 司

署名議員 水 谷 令 子